

新型コロナウイルス 感染症に対する 国分寺市の対応経過

本対応経過は、世界全体に猛威を振るい、これまでに経験のない事態となった新型コロナウイルス感染症に関して、東京都内で初の感染が確認された令和2年1月から感染症法上の分類が5類に切り替わった令和5年5月までに国分寺市が対応した記録をまとめたものである。

目次

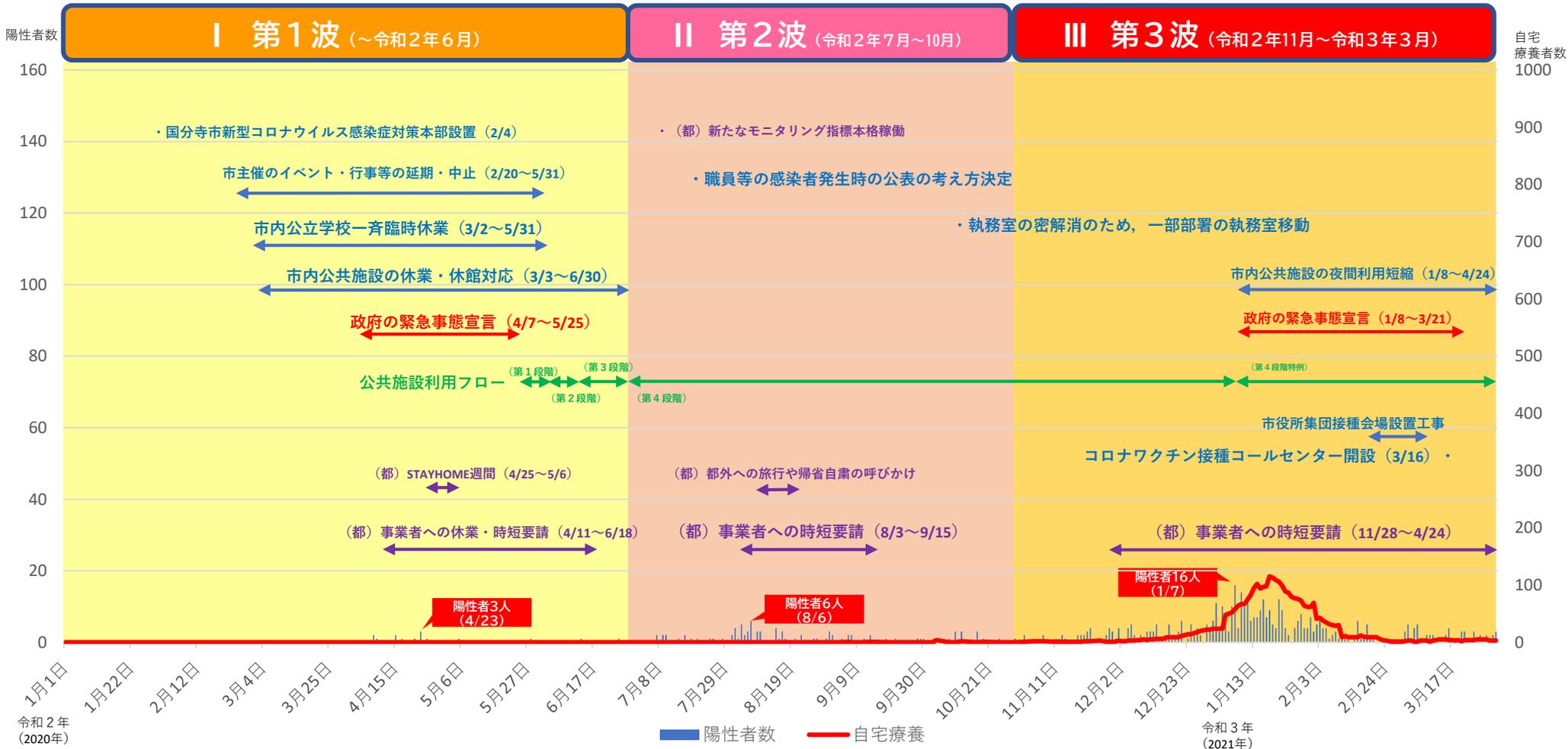
01	市内陽性者数の推移と国・都・市における主な対応	……1
02	国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制	……17
03	国分寺市の対応方針	……27
04	公共施設利用の取組	……33
05	イベント・行事等の対応	……43
06	市職員の感染対策	……49
07	新型コロナワクチンの対応	……57
08	自宅療養者支援	……69
09	新型コロナウイルス感染症対策事業	……73
10	感染対策に関する広報対応	……89

01

市内陽性者数の推移と 国・都・市における主な対応

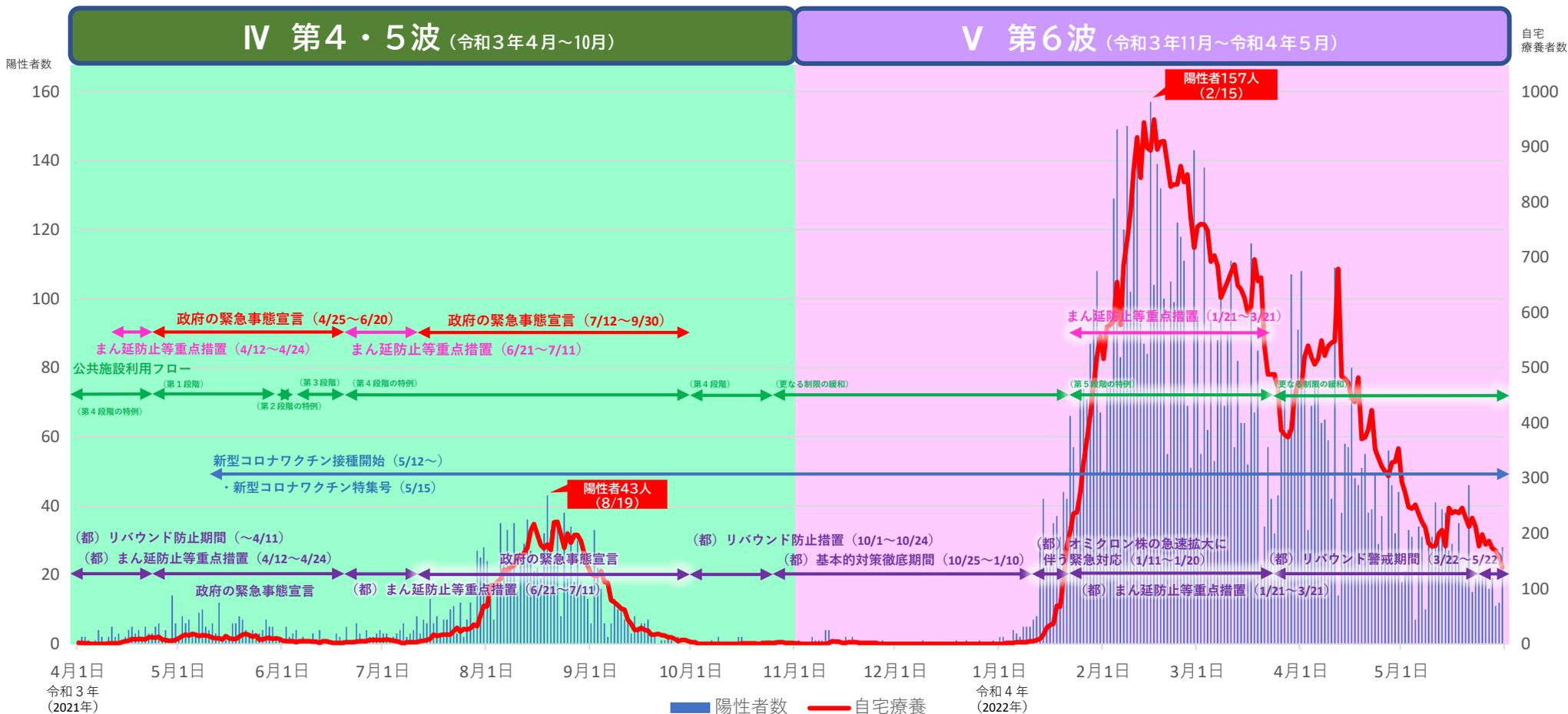
01 市内陽性者・自宅療養の推移と国・都・市の取組

※令和4年9月26日の全数把握終了までの経過



01 市内陽性者・自宅療養の推移と国・都・市の取組

※令和4年9月26日の全数把握終了までの経過



01 市内陽性者・自宅療養の推移と国・都・市の取組

※令和4年9月26日の全数把握終了までの経過

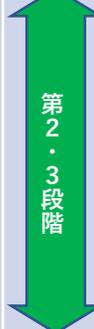
VI 第7波 (令和4年6月～9月)



I 第1波（令和2年6月まで）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き
		都の取組	都民へ要請等期間	
R2 1月	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国武漢で原因不明の肺炎 厚労省が注意喚起 ● 新型コロナウイルスを指定感染症に 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都内初の感染者確認 ● 東京都新型コロナウイルス対策本部を設置 		<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の動向について情報収集を開始
2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府基本方針決定 ● 学校一斉臨時休業を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都主催イベント、都立施設の休止等 ● 都立病院等の患者受入拡大 		<ul style="list-style-type: none"> ● 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 ● 職員の感染対策の強化・徹底 ● 3月末までの市主催イベント・行事・会議等の原則延期・中止を決定 ● 公共施設のコロナを理由としたキャンセルに関して使用料全額還付措置
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的緊急事態に初指定 ● 東京オリパラ延期決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校一斉臨時休業 ● 都立病院等の重症患者受入体制強化 ● 緊急融資制度創設 ● 生活福祉資金特例貸付受付開始 		<ul style="list-style-type: none"> ● 市内公立学校一斉臨時休業開始(3/2～) ● 卒業式・修了式は規模縮小して実施を決定 ● 庁舎内の感染症対策としてビニールシートによる飛沫防止措置を開始 ● 市の公共施設の休業・休館を3月末まで実施→都の対応方針を踏まえ、4/15までさらに継続 ● 図書館の受け渡し業務、公民館・地域センター・市民活動センター・ひかりプラザの印刷機の使用のみ3/17から再開 ● 屋外スポーツ施設のみ利用再開 ● イベント等の延期・中止に関して4月末までの延長を決定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 全世帯に布マスク配布表明 ● 1人一律10万円を支給する特別定額給付金給付表明・補正予算議決  <p style="text-align: center;">緊急事態宣言 4/7~5/25</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校一斉臨時休業期間延長要請 ● 緊急事態措置等の実施(外出自粛・飲食店への時短要請等) ● STAY HOME週間 ● 宿泊療養施設運用開始 ● 感染拡大防止協力金創設 	 <p style="text-align: center;">事業者への休業・時短要請 [4/11~6/18]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 ● 市内公立学校一斉臨時休業期間を5/6まで延長 ● 入学式・始業式は規模を縮小して実施を決定 ● 都内感染拡大により屋外スポーツ施設を4/4~4/15まで休業 ● 市民への外出自粛・集会やイベントへの参加・家族以外の多人数会食の自粛を要請 ● 広報車や防災無線の活用による市民への呼びかけを開始 ● 保育所・学童保育所等に関して特段の事情がない限り、登園・登所の自粛要請 ● 公民館・地域センター・市民活動センター・ひかりプラザの印刷機を4/11から図書館の受け渡しを4/16から休止を決定 ● 国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチームを設置し、コロナ関連の総合案内を開始 ● 「緊急事態宣言に伴う国分寺市の対応方針」を決定 ● 屋外スポーツ施設・印刷機利用も含め、公共施設の休業・休館を6/15まで延長 ● イベント等の原則延期・中止を5月末まで延長

I 第1波（令和2年6月まで）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き	
		都の取組	都民へ要請等期間	市の取組	公共施設フロー
5月	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい生活様式」の実践例示 持続化給付金受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ公表 ステップ1(5/26) 家賃無利子融資開始 		<ul style="list-style-type: none"> 市の対応方針を改訂し「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」を決定 緊急事態宣言の期間延長に伴う市内公立学校の臨時休業を5/31まで延長 「緊急事態宣言解除後における国分寺市の公共施設再開のフロー」を決定 感染経路確認のため施設利用やイベント実施に伴う利用者情報を収集することを決定 国分寺まつりの中止を実行委員会が決定 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 接触アプリ開始 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2(6/1) 東京アラート発動(6/2~11) ステップ3(6/12) 感染防止対策徹底宣言ステッカー発行開始 		<ul style="list-style-type: none"> 都のロードマップ等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、新たな生活様式等も見据えた取組も実施するため、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」を改訂 市内公立学校の夏季休業期間を8/1~8/23に変更 「緊急事態宣言解除後における国分寺市の公共施設再開のフロー」を改訂 公共施設のうち、高齢者等が関係する福祉施設を6/30まで休館延長 屋内スポーツ施設の一部を6/13から再開 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設方針を策定 水口ケツ製作・発射体験会、市民体育大会、敬老会、子どもまつり、環境まつり、障害者運動会・お楽しみ会、障害者週間行事イベントなどの中止を決定 平和祈念式、総合防災訓練は徹底した感染対策を前提に実施を決定 	 

II 第2波（令和2年7月～10月）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き	
		都の取組	都民へ 要請等期間	市の取組	公共施設 フロー
7月	<ul style="list-style-type: none"> GoToトラベルキャンペーン東京を除き開始 新型コロナ対策分科会初会合 家賃支援給付金申請開始 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなモニタリング指標による分析の本格稼働 中小企業等への家賃等支給給付金 感染拡大警報(7/15) 感染拡大特別警報(7/30) 		<ul style="list-style-type: none"> 職員等の感染者発生時の公表の考え方を決定 市施設に設置するサーマルカメラの運用方法を決定 市民文化祭, 人権のつどい, いずみ春の祭典などの中止を決定 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> イベント参加上限5000人制限9月末まで継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「夜の繁華街への外出自粛」「都外への旅行や帰省の自粛」 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金支給 		<ul style="list-style-type: none"> 真に必要な場合を除き, 庁内会議の開催を中止 市職員の感染者, 濃厚接触者及び健康観察対象者の職場復帰の基準を決定 市民大学講座, 国分寺史跡駅伝などの中止を決定 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> GoToトラベル東京発着販売 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用安定化就業支援事業開始 高齢者施設等におけるPCR検査等経費支援 		<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の定員制限を継続(2m×2mで1人分確保を基本とした定員数) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> コロナワクチン接種体制確保に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 東京iCDC立ち上げ 「GoToトラベル」東京の適用開始 「もっとTokyo」の販売開始 発熱相談センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防対策の一環として, 執務室の密を解消するため, 一部部署の執務室を移動 徹底した感染対策を前提に環境シンポジウムの実施を決定 		

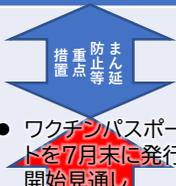
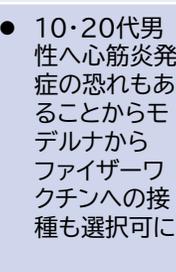
III 第3波（令和2年11月～令和3年3月）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き		
		都の取組	都民へ要請等期間	全体的な対応	公共施設フロー	ワクチン関係
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナワクチン接種体制確保に係る自治体説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「GoToEat」一時停止 ● 「もっとTokyo」新規予約停止 	<p>11/28～4/11 【1/8～3/21 緊急事態宣言】 【3/22～リベンジ防止期間】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校体育館の施設利用を段階ごとに整理するため「緊急事態宣言解除後における国分寺市の公共施設再開のフロー」改訂 ● 附属機関等のオンライン会議の取扱い、書面・メールを利用する意見聴取等について決定 	<p>第4段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種体制の検討
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● GoToトラベル全国一時停止 ● 予防接種法等の改正 ● 厚労省2月下旬接種開始準備指示 ● 日本医師会が医療の緊急事態を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年未年始コロナ特別警報 ● 変異株スクリーニング検査開始 ● 「GoToトラベル」一斉停止 		<ul style="list-style-type: none"> ● 生き生き高齢社会をめざす市民の集いなどの中止を決定 		<ul style="list-style-type: none"> ● 集団接種会場の設置等の検討を開始 ● 国分寺市医師会との意見交換
R3 1月	<p>緊急事態宣言 1/8～3/21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急事態措置等の実施(外出自粛・飲食店への時短要請等) ● 中小企業等による感染症対策助成事業開始 		<ul style="list-style-type: none"> ● 市消防団出初式、成人式などの中止を決定 ● 東京都の20時以降の不要不急の外出自粛要請を受け、市の公共施設の夜間開館時間を短縮 ● 緊急事態宣言の再発出に伴い、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺の対応方針」を改訂 ● 不要不急の外出自粛要請を市民に呼びかけ(広報車・防災無線活用) ● 市主催の大規模イベント・行事については原則中止。その他のイベントについては、原則延期・中止・オンライン等の開催方法の変更 ● 「緊急事態宣言の再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー」を決定し、公共施設の夜間利用を2/7まで短縮 		<ul style="list-style-type: none"> ● 接種体制の構築、ワクチン供給見込みを想定した接種スケジュールの調整 ● 接種予約システム構築
2月		<ul style="list-style-type: none"> ● ファイザーワクチン国内発承認 ● 医療従事者先行接種開始 ● 高齢者向けワクチン4月12日開始予定で、6月末までに全国配送の見通し 		<ul style="list-style-type: none"> ● 都ワクチンチーム発足 		<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の夜間利用短縮を3/7まで延長 ● 総合防災訓練第2部、防災講演会などの中止を決定
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府分科会が変異株が主流に監視体制強化を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチン副反応相談センター開設 ● 医療従事者等接種開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」を改訂 ● 「緊急事態宣言再発出解除後における国分寺市の公共施設利用フロー」決定 ● 公共施設の夜間利用時間の短縮を4/21まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所集団接種会場竣工 ● 高齢者施設での接種実施調整 ● 国分寺市新型コロナワクチン接種コールセンター稼働開始(3/16～) 		

IV 第4・5波（令和3年4月～10月）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き		
		都の取組	都民へ要請等期間	全体的な対応	公共施設フロー	ワクチン関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> 全対象者へのワクチン数量は9月中に供給可能の見通し <p>まん延防止等重点措置 4/12~4/24</p>	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の実施 徹底点検TOKYOサポートプロジェクト開始 自宅療養者への医療支援体制の強化 ワクチン集団接種会場として都有施設を提供 	<p>【4/11~16/20 都民へ要請等期間】</p> <p>【4/12~24/24 まん延防止等重点措置期間】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市主催イベント・行事等は原則実施 緊急事態宣言再発出に伴い、市主催イベント・行事・会議等は原則延期・中止、開催方法の見直し 市職員体制の分散勤務を強化。公共施設の休業・休館に伴い、空室を職員のサテライト勤務に活用 「令和3年4月23日付緊急事態宣言再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー」を決定 	<p>第4段階の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市役所集団接種会場で接種デモンストラーションを実施(4/15) 85歳以上の高齢者へクーポン券を発送(4/21) ワクチン接種予約開始(4/28)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊東京大規模接種会場予約開始 モデルナ・アストラゼネカ国内承認 <p>緊急事態宣言 4/25~6/20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種促進に向けた診療所等への協力金 築地ワクチン接種センター開設を公表 	<p>【4/25~6/20 緊急事態宣言期間】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の延長に伴い対応を継続 「令和3年4月23日付緊急事態宣言再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー」改訂 	<p>第1段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種開始(5/12) 新型コロナワクチン特集号発行(5/15) 65歳以上の方へ段階的にクーポン券を発送
6月	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの職域接種開始 <p>まん延防止等重点措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の実施 都庁展望室ワクチン接種センター開設 一定要件を満たした店舗での酒類提供 	<p>【まん延防止等重点措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「令和3年4月23日付緊急事態宣言再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー」改訂 「緊急事態宣言解除後(令和3年6月21日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー」決定 オリパラ事業「コミュニティライブサイトin国分寺」、総合水防訓練、環境まつりの中止を決定 	<p>第2段階の特例</p> <p>第3段階</p> <p>第4段階の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基礎疾患患者・高齢者施設従事者(16~39歳)のクーポン券発送 50歳~65歳の方へ段階的にクーポン券を発送 市役所集団接種会場プレハブ棟増設工事開始・同月中に竣工

IV 第4・5波（令和3年4月～10月）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き		
		都の取組	都民へ要請等期間	全体的な対応	公共施設フロー	ワクチン関係
7月	 <ul style="list-style-type: none"> ワクチンパスポートを7月末に発行開始見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 7か所の新たな大規模接種会場開設 大学と連携した接種会場開設 無観客で東京2020オリンピック開催 		<ul style="list-style-type: none"> 「令和3年7月8日付緊急事態宣言再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー」決定 		<ul style="list-style-type: none"> 12歳～49歳の方へ段階的にクーポン券を発送 市役所集団接種会場増設棟の運用開始 ひかりプラザ接種会場開設
8月	 <ul style="list-style-type: none"> 重症患者優先で、自宅療養の政府方針 厚労省より妊婦のワクチン接種優先を自治体に通知 	<ul style="list-style-type: none"> 医療非常事態 酸素ステーション整備 抗体カクテル療法の活用 妊婦等のワクチン接種促進 若者対象の接種会場開設 無観客で東京2020パラリンピック開催 		<ul style="list-style-type: none"> 感染症陽性判定を受けた自宅療養者への生活支援物資等の配送スタート 		<ul style="list-style-type: none"> 段階的に予約を受付したワクチン接種に関しては、8月には12歳以上の接種希望者全員が予約可能となる 新型コロナワクチン接種証明書申請受付開始
9月	 <ul style="list-style-type: none"> 文科省より受験生のワクチン接種優先を自治体・大学へ要請 3回目接種の方針固める 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・保育所等での検査体制の整備 		<ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー」決定 国分寺市史跡駅伝の中止を決定 		<ul style="list-style-type: none"> 妊婦優先・受験生優先の接種予約枠を設定
10月	 <ul style="list-style-type: none"> 10・20代男性へ心筋炎発症の恐れもあることからモデルナからファイザーワクチンへの接種も選択可に 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策を徹底した部活動の実施、修学旅行等の延期 大規模接種会場で予約なし接種 認証店にTOKYOワクションアプリ、接種証明書活用推奨 		<ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー」改訂 調理室等の利用について、黙食や会話時のマスク着用等の感染防止対策の徹底を前提に飲食を認める 		<ul style="list-style-type: none"> モデルナ社ワクチンの使用開始 市役所集団接種会場で予約なしの接種を実施

V 第6波（令和3年11月～令和4年5月）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き		
		都の取組	都民へ要請等期間	全体的な対応	公共施設フロー	ワクチン関係
11月	<ul style="list-style-type: none"> ファイザーワクチン3回目接種承認 オミクロン株を懸念される変異株に位置付け 外国人の新規入国原則停止 	<ul style="list-style-type: none"> TOKYOワクションアプリ開始 	<p>【10/25～1/11 基本的対策徹底期間】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 黙食等を前提に施設内での飲食を可とする(大人数会食, 飲酒は不可) 	<p>更なる制限の緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3回目接種体制の準備開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> 3回目接種開始 モデルナワクチン3回目接種承認 アプリでワクチン接種証明開始 	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株緊急対応 高機能型酸素・医療提供ステーション設置 		<ul style="list-style-type: none"> 2回目接種完了後8か月経過した18歳以上の方を対象に3回目接種開始(先行して承認されたファイザー社のみ使用) 		
R4 1月	<ul style="list-style-type: none"> 5～11歳へのワクチン接種実施を承認 3回目接種の接種間隔短縮 オミクロン株患者急増 濃厚接触者待期間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑する場所への外出控えや感染リスクの高い行動を控えるよう依頼 感染に不安を感じる都民へ検査を受けることを要請 自宅療養サポートセンター開設 		<ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー」改訂 		<ul style="list-style-type: none"> 3回目接種本格化(国が承認したため、モデルナ社の使用も開始) ワクチン接種証明書デジタル化スタート
2月	<p>まん延防止等重点措置 1/21～3/21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンバス運行開始 感染拡大時療養施設(立飛)運用開始 診察・検査医療機関をHP公表 		<p>【1/21～オミクロン株の休患拡大に伴う緊急対応】 【2/1～まん延防止等重点措置】</p>		<p>第5段階の特例</p>

V 第6波（令和3年11月～令和4年5月）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き		
		都の取組	都民へ要請等期間	全体的な対応	公共施設フロー	ワクチン関係
3月		<ul style="list-style-type: none"> ● 感染に不安を感じる都民に対して検査を受けることを要請 		<ul style="list-style-type: none"> ● 「緊急事態宣言解除後(令和3年10月1日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー」改訂 ● 「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置解除後(令和4年3月22日以降)における国分寺市の公共施設利用フロー」決定し、第5段階を含めた全ての公共施設の利用を再開。さらに、飲酒を除き、公共施設内の飲食を認める 		<ul style="list-style-type: none"> ● 小児接種開始 ● 3回目接種対象者を12歳以上に引き上げ
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● ノババックスワクチンが正式承認 ● 3回目接種間隔を短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ● GW中に帰省や旅行をする都民などに対して検査を接触的に呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> ● 3回目接種の対象を12歳以上に引き上げ 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 4回目接種実施 ● マスク着用の考え方を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証店は人数制限等を終了 ● ワクチン大規模接種会場でノババックスの接種開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国のマスク着用の考え方に基づいた対応 ● 国分寺まつり実行委員会において11月開催を予定していた国分寺まつりの中止を決定 		<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所集団接種会場で予約なしの接種を実施 ● 4回目接種の接種券段階的に発送 ● 4回目接種開始 ● 3回目接種の接種間隔が5か月に短縮 	

VI 第7波（令和4年6月～9月）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き			
		都の取組	都民へ 要請等期間	全体的な対応	公共施設 フロー	ワクチン関係	
6月		<ul style="list-style-type: none"> 7月末まで都内観光促進事業(もっとTokyo)のトライアルを開始 	<p>【5/23以降の取組】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設利用者の感染経路把握を目的とした個人情報収集を廃止 	<p>更なる制限の緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市役所集団接種会場で予約なしの接種を実施 4回目接種本格化 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応を決定 4回目接種対象者拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 今夏の感染拡大への対策に関する方針と取組 				<ul style="list-style-type: none"> 市役所集団接種会場でノバボックスの接種開始 4回目接種対象者拡大(医療従事者等) 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> 発熱相談センター回線増設 東京都陽性者登録センターが開設 		<ul style="list-style-type: none"> 保健所からの依頼により、50歳以上の自宅療養者の個別連絡(プッシュ型)を開始 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> Withコロナに向けた政策の考え方 感染者の全数把握を見直し 小児ワクチン3回目接種承認・努力義務化 オミクロン株対応ワクチン承認 	<ul style="list-style-type: none"> 都内観光促進事業(もっとTokyo)のトライアルを再開 陽性者登録センター対象拡大 全数把握の見直しにより、市区町村別感染者の公表を終了 抗原検査キットの無料配布対象を全年齢に拡大 		<p>【9/13～感染拡大防止の取組】</p>		<ul style="list-style-type: none"> 全数把握の見直しにより、東京都が市区町村別感染者の公表を終了したことから、市の感染情報についても公表を終了 自宅療養者の市からの個別連絡終了 	

VII 第8波（令和4年10月～）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き		
		都の取組	都民へ要請等期間	全体的な対応	公共施設フロー	ワクチン関係
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国旅行支援開始 ● ファイザー社のBA.4-5対応型使用承認 		<p>9/13～感染拡大防止の取組 ※R5.1/27～イベント開催制限見直し 3/13～マスク着用の考え方を踏まえた見直し</p>		<p>更なる制限の緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オミクロン株対応ワクチン接種開始 ● オミクロン株対応ワクチンの前回接種日からの接種間隔が5か月から3か月へ短縮
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● モデルナ社のBA.4-5対応型使用承認 ● ノババックス追加接種を承認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬に向けたワクチン接種と感染防止対策の徹底を呼びかけ 				<ul style="list-style-type: none"> ● ファイザー社BA.4-5対応型に切り替え ● 乳幼児接種（生後6か月～4歳）初回接種券発送、接種開始 ● 都・国立市と連携して国立駅前くたち・こくぶんじ市民プラザで都民対象に予約なし接種を実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● モデルナ社のオミクロン株対応ワクチンの対象年齢を18歳以上から12歳以上に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今冬の感染拡大に向けた対策の基本的考え方を発表(12/1) ● 発熱相談センター回線増設 ● 臨時オンライン発熱診療センター開設 		<ul style="list-style-type: none"> ● 都が作成した冬に向けたワクチン接種と感染防止対策の徹底ポスターを各公共施設、自治会・町内会掲示板に掲示し、市民へ周知 		<ul style="list-style-type: none"> ● モデルナ社BA.4-5対応型に切替え ● モデルナ社オミクロン株対応ワクチンを12歳以上からに変更 ● 都・国立市と連携して国立駅前くたち・こくぶんじ市民プラザで都民対象に予約なし接種を実施 ● 市役所集団接種会場でノババックスの3～5回目接種予約開始
R5 1月	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染法上の位置づけの見直し検討を開始し、5/8より「5類」とする方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント開催制限の見直し 				<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所集団接種会場でノババックスの3～5回目接種開始
2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 3/13からのマスク着用の考え方(個人の判断)を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5類移行に係る都の対応方針を発表 				<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所集団接種会場ででの予約なし接種を実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児ファイザーの3回目接種を対象にBA.4-5対応型使用承認 ● 令和5年度臨時無料接種継続決定 		<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設利用フローに基づく施設毎の留意事項を廃止し、利用者主体の自主的な感染防止対策に移行(3/1) ● 市の公共施設等でのマスク着用の考え方の運用を開始(3/13) 	<p>運用終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所集団接種会場ででの予約なし接種を実施 ● 小児ファイザー3回目接種BA.4-5対応型接種開始 	

VII 第8波（令和4年10月～）における主な動き

	国の主な動き	都の主な動き		市の主な動き	
		都の取組	都民へ 要請等期間	全体的な対応	ワクチン関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> 5/8から感染法上の位置づけを5類に移行することを正式決定 	<ul style="list-style-type: none"> 5類感染症移行後の都の対応を決定（保健・医療提供体制、感染防止対策などの情報発信、都の体制） 		<ul style="list-style-type: none"> 5月8日以降の市の公共施設等でのマスク着用の考え方を決定 市新型コロナウイルス感染症対策本部廃止後の庁内体制を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度春夏接種対象者（65歳以上や基礎疾患のある方、医療従事者・高齢者施設等従事者、小児接種のうち基礎疾患のある方で追加接種を希望する方）への接種券交付申請受付開始
5月	<ul style="list-style-type: none"> 5/8感染症法上の分類を2類相当から5類に引き下げ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止 国新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 都新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議廃止 都感染症対策連絡会議設置 都新型コロナ相談センター開設 		<ul style="list-style-type: none"> 5類感染症に移行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止 引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する必要な対応等を検討する組織として市長を委員長とする新型コロナウイルス感染症連絡調整会議を設置 5月8日以降の市の公共施設等でのマスク着用の考え方の運用を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度春開始接種対象者へ接種券発送・予約・接種開始



02

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策 庁内体制

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型インフルエンザ等 対策本部条例

対策本部は条例または要綱を根拠とした設置により組織している。

条例設置

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が発出された場合、条例に基づき本部を設置
- 市では令和2年4月～5月、令和3年1月～3月、令和3年4月～6月、令和3年7月～9月は条例に基づく本部設置を行った

要綱設置

- 緊急事態宣言が発出されていない間でも、市のコロナ対策を図るため、要綱において本部を設置
- 本部の体制・機能については、条例設置の本部と変更なし
- 感染症法上の5類となった令和5年5月8日付けで廃止

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条(準用)において準用する法第26条(条例への委任)の規定に基づき、国分寺市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(組織)

第3条 本部に本部長を置き、本部長は、市長をもって充てる。

2 本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国分寺消防署長又はその指名する消防吏員

(2) 副市長

(3) 教育長

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の職員のうちから市長が任命する者

3 本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市長が指名する。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条(市町村対策本部の組織)第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型コロナウイルス感染症 対策本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の発生の状況の変化等に鑑み、市における緊急的な対策を図るため、国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に係る対応方針に関すること。
- (2) 感染症の発生及びまん延の防止の措置に関すること。
- (3) 感染症に係る広報に関すること。
- (4) 感染症の対策について他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、感染症について市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 議会事務局長並びに執行機関の部長及び部長相当職の者
- (5) 国分寺消防署長又はその指名する消防吏員

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 前項に規定する場合において、その代理の順序は国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成20年規則第108号)に定める第2順位に掲げる副市長を第1順位とし、同規則に定める第1順位に掲げる副市長を第2順位とし、教育長を第3順位とする。

(会議)

第5条 本部長は、第2条の所掌事項について審議するため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

(意見聴取)

第6条 本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 本部長は、必要と認めるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前2項に定めるもののほか部会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 本部及び部会(以下「本部等」という。)の庶務は、健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか本部等の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(部の設置に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第34条(市町村対策本部の設置及び所掌事務)第1項に規定する国分寺市の市町村対策本部が同法第37条(準用)において読み替えて準用する同法第25条(都道府県対策本部の廃止)の規定により廃止されたときは、国分寺市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第12号)第6条(部)第1項の規定に基づき設置された部は、この要綱による改正後の第7条の規定により設置されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第7条の規定により設置されている部は、この要綱による改正後の第7条の規定により設置されたものとみなす。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部体制

対策本部

	職名
本部長	市長
本部長	国分寺消防署長
副本部長	副市長
副本部長	副市長
副本部長	教育長
本部長	政策部長
本部長	総務部長
本部長	市民生活部長
本部長	健康部長
本部長	福祉部長
本部長	子ども家庭部長
本部長	まちづくり部長
本部長	建設環境部長
本部長	公共施設マネジメント担当部長
本部長	議会事務局長
本部長	教育部長
本部長	会計管理者

部会の設置

感染症対策の対応を機動的に進めるため、本部に各所掌に対応した部会を設置し、運営を行った。

健康管理部会 【部会長：健康部長】

- 医師会及び保健所との連絡調整並びに保健医療等に関する事

生活経済部会 【部会長：市民生活部長】

- 生活支援、経済支援及び中小企業対応に関する事

広報総務部会 【部会長：政策部長】

- 広報、人事、契約及び庁舎管理に関する事

教育子ども部会 【部会長：教育部長】

- 学校、社会教育、保育園及び子どもに関する事

安全環境部会 【部会長：建設環境部長】

- 防災、ごみ及び交通に関する事

ワクチン部会 【部会長：健康部長】

- 予防接種に関する事

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

対策本部開催経過（令和5年4月26日現在）

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
1	令和2年2月4日	感染症関連物品, 情報発信, 関係機関への情報提供等について	12	令和2年3月11日	公共施設の休業・休館, 情報発信, 職員が感染した場合の対応, 庁内における感染症対策等について
2	令和2年2月14日	職員の感染症対策, 市民からの問い合わせ等について	13	令和2年3月12日	庁内における感染症対策について
3	令和2年2月20日	イベント・行事等, 職員の感染症対策, 感染症関連物品等について	14	令和2年3月13日	公共施設の休業・休館について
4	令和2年2月21日	イベント・行事等, 職員の感染症対策, 感染症関連物品等について	15	令和2年3月20日	公共施設の休業・休館, イベント・行事等について
5	令和2年2月23日	現状に関する情報共有	16	令和2年3月25日	学校等の臨時休業, 公共施設の休業・休館について
6	令和2年2月27日	職員の感染症対策等について	17	令和2年3月30日	庁内における感染症対策について
7	令和2年2月28日	学校等の臨時休業について	18	令和2年4月2日	学校の臨時休業, 公共施設の休業・休館, 市民への自粛要請について
8	令和2年3月2日	学校等の臨時休業, 公共施設の休業・休館, イベント・行事・会議等, 職員・庁内の感染症対策等について	19	令和2年4月6日	庁内体制について
9	令和2年3月3日	学校等の臨時休業, イベント・行事・会議等について	20	令和2年4月8日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
10	令和2年3月5日	庁内の除菌, 市立公園の花見等の宴会利用自粛等について	21	令和2年4月10日	「緊急事態宣言」等に伴う対応, 公共施設の休業・休館, イベント・行事等について
11	令和2年3月6日	現状に関する情報共有	22	令和2年4月13日	庁内体制, 感染症関連物品の管理について

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
23	令和2年4月20日	コロナ関連総合案内対応, 広報車の対応報告等について	37	令和2年7月28日	イベント・行事等, 職員等感染者発生時の公表について
24	令和2年4月27日	公共施設の休業・休館について	38	令和2年8月4日	イベント・行事等, 市職員の感染者発生について
25	令和2年5月5日	「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」について	39	令和2年8月11日	市職員の感染者発生, 庁内における感染症対策について
26	令和2年5月12日	個別計画の評価作業について	40	令和2年8月18日	市職員の感染者発生, イベント・行事等について
27	令和2年5月19日	公共施設の休業・休館について	41	令和2年8月25日	イベント・行事等について
28	令和2年5月26日	公共施設の休業・休館, イベント・行事等について	42	令和2年9月1日	職員が感染した場合の対応について
29	令和2年6月2日	「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」, イベント・行事等, 公共施設の使用料の見直しについて	43	令和2年9月8日	現状に関する情報共有
30	令和2年6月9日	現状に関する情報共有	44	令和2年9月15日	イベント・行事等について
31	令和2年6月16日	公共施設等の再開, イベント・行事等について	45	令和2年9月23日	現状に関する情報共有
32	令和2年6月23日	公共施設等の再開, イベント・行事等について	46	令和2年9月29日	現状に関する情報共有
33	令和2年6月30日	イベント・行事等について	47	令和2年10月6日	現状に関する情報共有
34	令和2年7月7日	現状に関する情報共有	48	令和2年10月13日	現状に関する情報共有
35	令和2年7月14日	現状に関する情報共有	49	令和2年10月20日	イベント・行事等について
36	令和2年7月20日	現状に関する情報共有	50	令和2年10月27日	現状に関する情報共有

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
51	令和2年11月4日	附属機関等の会議の開催に係る留意点について	65	令和3年2月9日	現状に関する情報共有
52	令和2年11月10日	現状に関する情報共有	66	令和3年2月17日	現状に関する情報共有
53	令和2年11月18日	イベント・行事等について	67	令和3年3月1日	現状に関する情報共有
54	令和2年11月24日	イベント・行事等について	68	令和3年3月5日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
55	令和2年12月1日	現状に関する情報共有	69	令和3年3月19日	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について
56	令和2年12月8日	イベント・行事等について	70	令和3年3月30日	東京都「リバウンド防止期間」における対応について
57	令和2年12月15日	イベント・行事等について	71	令和3年4月12日	東京都「まん延防止等重点措置」における対応、市主催イベント・行事等の中止・延期判断プロセスについて
58	令和2年12月22日	イベント・行事等について	72	令和3年4月23日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
59	令和3年1月6日	イベント・行事等、公共施設の開館時間短縮、庁内における感染症対策について	73	令和3年4月26日	現状に関する情報共有
60	令和3年1月8日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について	74	令和3年5月10日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
61	令和3年1月12日	現状に関する情報共有	75	令和3年5月19日	現状に関する情報共有
62	令和3年1月18日	イベント・行事等について	76	令和3年5月28日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
63	令和3年1月26日	イベント・行事等について	77	令和3年5月31日	現状に関する情報共有
64	令和3年2月3日	「緊急事態宣言」等に伴う対応、イベント・行事等について	78	令和3年6月4日	公共施設等の再開について

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
79	令和3年6月18日	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について	93	令和4年1月6日	イベント・行事等について
80	令和3年6月30日	新型コロナワクチン接種に係る対応について	94	令和4年1月20日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に伴う国分寺市の対応について
81	令和3年7月9日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	95	令和4年1月27日	現状に関する情報共有
82	令和3年7月21日	現状に関する情報共有	96	令和4年2月9日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置延長予定に伴う国分寺市の対応について
83	令和3年8月4日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	97	令和4年3月3日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置延長予定に伴う国分寺市の対応について
84	令和3年8月19日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	98	令和4年3月17日	「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」期間終了に伴う対応, 花見時期における公演内の飲食の取扱いについて
85	令和3年8月31日	現状に関する情報共有	99	令和4年4月22日	リバウンド警戒期間延長に伴う国分寺市の対応について
86	令和3年9月10日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	100	令和4年5月23日	リバウンド警戒期間終了に伴う国分寺市の対応について
87	令和3年9月29日	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について	101	令和4年6月21日	現状に関する情報共有
88	令和3年10月22日	「リバウンド防止措置」期間終了に伴う対応について	102	令和4年7月22日	感染拡大に伴う国分寺市の対応について
89	令和3年11月4日	屋内施設利用時における飲食の取扱いについて	103	令和5年2月22日	現在継続中の感染対策及び今後の対応, マスク着用の考え方, 5類感染症移行後の市の新型コロナウイルス感染症対策庁内体制について
90	令和3年11月26日	屋内施設利用時における飲食の取扱いについて	104	令和5年4月26日	5月8日以降の市公共施設等におけるマスク着用の考え方, 5類感染症移行後に新型コロナウイルスに感染した市職員の対応, 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部廃止以降の市の体制について
91	令和3年12月14日	現状に関する情報共有			
92	令和3年12月28日	現状に関する情報共有			

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策 プロジェクトチーム設置要綱

プロジェクトチームの役割

- 新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応するために政策部市政戦略室の職員を中心に設置されたプロジェクトチーム
- 新型コロナウイルスに関連する総合的な市民対応業務（総合電話案内対応）
※内容に関しては、市内の感染状況や感染対策、発症時の対応のほか、市だけでなく国や都等の施策等の問い合わせも総合的に対応し、各部署につなげたり、各施策専用のコールセンター等を案内
- 各部会の事務担当

（設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)対策として緊急を要する事項に機動的に対応するため、国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 チームは、感染症対策のため緊急を要する事項のうち市長が指示したものを所掌する。

（組織）

第3条 チームは、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 政策部市政戦略室長(以下「市政戦略室長」という。)
- (2) 政策部市政戦略室まちの魅力企画担当係長
- (3) 政策部市政戦略室まちの魅力企画担当職員
- (4) その他市長が必要と認める職員

（運営）

第4条 チームにリーダーを置き、リーダーは市政戦略室長をもって充てる。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほかチームの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。



03

国分寺市の対応方針

03 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日
決定

国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置の実施を踏まえ、市民の生命と健康を守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、「緊急事態宣言に伴う国分寺市の対応方針」を決定した。

本方針は、今後の市の新型コロナウイルス感染症に対する取組を実行するための拠り所として位置づけをしている。

市民の生命と健康を全力で守るために 緊急事態宣言に伴う国分寺市の対応方針

令和2年4月10日
国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

令和2年4月7日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が発出されました。

国分寺市では、国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置の実施を踏まえ、市民の生命と健康を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、以下のとおり対応します。

1. 法に基づく国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和2年2月3日に設置した市の新型コロナウイルス感染症対策本部を、4月7日以降は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく本部として位置づけ、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化します。

2. 市民への徹底的な外出の自粛を要請

次のことについて、市民へ周知徹底をします。

- 不要不急な外出は控える
- 換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場を避ける（「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」を避ける）
- やむを得ず外出をする場合も行列を作らず、人と人との間隔を約2メートル確保する
- 10名以上が集まる集会・イベントへの参加は控える

3. 市主催事業等の延期・中止

現在同様、市主催事業等も感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止の必要性を判断し、実施する場合も、徹底した感染拡大防止対策を行います。

4. 市内公共施設等の休業・休館

現在同様、市内公共施設等についての一部は臨時休業・休館をします。屋外施設に関しても同様の対応とします。

5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応

- ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、臨時休業します。
- ②市内保育所等及び学童保育所は、引き続き開所しますが、子どもたちの安全確保と感染拡大防止の観点から、家庭保育が可能な場合は、特段の事情がない限り、登園の自粛を要請します。

6. 事業者への対応

経済情勢の激変における事業者への不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用し、事業者の経営の安定化に努めます。

7. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

8. 国分寺市役所の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、在宅勤務を活用した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

9. 市役所窓口での手続き等

出勤する職員数の抑制と併せ、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本として、次のとおり市役所窓口での手続き等を見直し、来庁者への感染リスクを抑制させます。

- ①窓口に来庁させる機会を抑制するため、手続き上可能なものに関しては郵送対応等を積極的に推奨します。
- ②相談業務に関しては、原則として対面での対応は中止とし、電話による対応に切り替えます。

10. プロジェクトチームを設置

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームを設置し、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

11. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

12. 本方針に基づく実施期間

本方針に基づく実施期間は令和2年5月6日までとします。なお、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応します。

03 国分寺市の対応方針

令和2年5月5日 一部改訂

令和2年5月6日までを実施期間とする「緊急事態宣言に伴う国分寺市の対応方針」について、現在の情勢及び今後の市民生活を見据えた内容に改訂し、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」として決定した。

主な変更点

- 外出の頻度等市民への外出自粛に関する具体的な内容を提示
- 児童・生徒への家庭内での学習環境の整備
- 市医師会など関係機関との連携
- 特別定額給付金の対応
- 方針の実施期間等今後の取扱い

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂

令和2年4月7日付で新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が発出されました。

国分寺市では、国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置の実施を踏まえ、市民の生命と健康を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、以下のとおり対応します。

- 1. 法に基づく国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置**
令和2年2月3日に設置した市の新型コロナウイルス感染症対策本部を、4月7日以降は、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく本部として位置づけ、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化します。
- 2. 市民への徹底的な外出の自粛を要請**
次のことについて、市民へ周知徹底をします。
 - 不要不急な外出は控える
 - 換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われる場を避ける（「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」を避ける）
 - 生活必需品の購入などやむを得ず外出をする場合は、なるべく代表者一人で行動し、行列を作らず、人と人との間隔を約2メートル確保する。また、その外出の頻度も3日に1回程度とする
- 3. 市主催事業等の延期・中止**
現在同様、市主催事業等も感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止の必要性を判断し、実施する場合も、徹底した感染拡大防止対策を行います。
- 4. 市内公共施設等の休業・休館**
現在同様、一部を除き市内公共施設等については、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。屋外施設に関しても同様の対応とします。
- 5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応**
 - ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、臨時休業します。
 - ②市内保育所等及び学童保育所は、引き続き開所しますが、子どもたちの安全確保と感染拡大防止の観点から、家庭保育が可能な場合は、特段の事情がない限り、登園の自粛を要請します。
 - ③児童・生徒の家庭での学習機会を確保するため、学習環境を整備します。
- 6. 事業者への対応**
経済情勢の激変における事業者への不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用し、事業者の経営の安定化に繋がります。

7. 医療機関との連携

市内感染者の増加を受け、今後、医療崩壊が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関と連携をさらに強化し、情報共有や必要な支援等を行います。

8. 生活の支援

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「外出の自粛と人との接触を最大限削減し、人々が連携して一致団結し困難を克服すること」を目的に実施する特別定額給付金については、円滑に給付金を支給すべく努めるとともに、今後とも国・都等の動向等を注視し適切な対応を検討します。

9. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

10. 国分寺市役所の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、在宅勤務を活用した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

11. 市役所窓口での手続き等

出勤する職員数の抑制と併せ、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本として、次のとおり市役所窓口での手続き等を見直し、来庁者への感染リスクを抑制させます。

- ① 窓口に来庁させる機会を抑制するため、手続き上可能なものに関しては郵送対応等を積極的に推奨します。
- ② 相談業務に関しては、原則として対面での対応は中止とし、電話による対応に切り替えます。

12. プロジェクトチームを設置

国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチームを設置し、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

13. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

14. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の収束後までを日途としますが、具体的な終了期間は定めません。本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。

03 国分寺市の対応方針

令和2年6月2日 一部改訂

国の緊急事態宣言の解除後も気を許すことなく、東京都が示したロードマップ等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、新たな生活様式等も見据えた取組を実施するため、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」の内容を改訂した。

主な変更点

- 「新しい生活様式」を心掛けた行動の周知
- 市主催事業、公共施設の対応
- 小中学校の教育活動再開、保育所・学童保育所の今後の対応
- ごみ収集業者や福祉サービス事業所等市民生活の維持に必要な事業等への支援
- 様々な生活支援策の実施
- 郵送対応等感染リスクを抑制させるための市役所窓口対応

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂
令和2年6月2日一部改訂

令和2年4月7日付で発出された新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が同年5月25日付で解除されました。

国分寺市では、国の緊急事態宣言の解除後も気を許すことなく、東京都が示したロードマップ等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、新たな生活様式等も見据えた取組を実施するため、以下のとおり対応します。

- 1. 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の位置づけ**
緊急事態宣言が解除されたことに伴い、市の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス等対策特別措置法から市要綱に基づく本部に移行します。引き続き、感染症予防策に取り組むとともに、経済対策や生活支援にも重点を置き、総合的に新型コロナウイルス感染症対策を実施します。なお、再度、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに法に基づく本部に移行します。
- 2. 市民への新たな生活様式を心掛けた行動の周知**
人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスク着用や手洗い等の感染症予防を行うなど日常生活の中で「新しい生活様式」を心掛けた行動を市民へ周知します。
- 3. 市主催事業等の対応**
感染拡大防止の対策が十分に施され、参加者等の安全が確保できる事業等に関しては、実施します。ただし、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、これまでと同様に感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止を判断します。
- 4. 市内公共施設等の対応**
屋外施設を含む各公共施設等における施設開館にあたっての運営方針を定め、方針に従った運用を行います。ただし、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、これまでと同様に、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。
- 5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応**
 - ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、感染防止対策を徹底しながら、順次教育活動を再開していきます。なお、今後、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、改めて適切な対応をします。
 - ②市内保育所等及び学童保育所は、まずは可能な場合、家庭保育の協力を依頼し、感染状況等を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階的に受け入れを拡大し、通常保育を再開していきます。なお、今後、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、改めて適切な対応をします。
 - ③今後の感染症の状況も見据え、児童・生徒の家庭での学習機会も確保できるよう、学習環境を整備します。

6. 市内事業者への対応

経済情勢の激変における事業者の不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用し、事業者の経営の安定化に繋がります。

7. 医療機関との連携

市内感染者への適切な対応をはじめ、今後、感染症が再度拡大傾向に至った場合における医療崩壊等が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関と連携をさらに強化し、情報共有や必要な支援等を行います。

8. 市民生活の維持に必要な不可欠な事業等への支援

市民生活に必要な不可欠なごみ収集運搬・処理業務や高齢者や障害者の生活を維持するうえで欠かせない介護保険・障害福祉サービス事業所が実施する福祉サービス等について、感染拡大防止を図りながら事業が継続されるように、必要な支援を行います。

9. 生活の支援

特別定額給付金については、引き続き円滑に支給を進めます。今後も市民等が置かれている現状や国・都等の動向等を注視しつつ、様々な生活支援策を切れ目なく実施します。

10. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

11. 国分寺市の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、引き続き在宅勤務を活用した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

12. 市役所窓口での手続き等

出勤する職員数の抑制と併せ、感染拡大防止の観点から、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本とします。市役所窓口での手続き等に関して郵送対応等の積極的な推奨などを引き続き実施するなど、各業務の実施にあたって来庁者への感染リスクを抑制させるための適切な対応をします。

13. プロジェクトチームを設置

国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチームを設置し、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

14. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

15. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の取束後までを目途としますが、具体的な終了期間は定めません。本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。

03 国分寺市の対応方針

令和3年1月8日 一部改訂

緊急事態宣言の再発出に伴い、
「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」を改訂した。

主な変更点

- 市内事業者への市独自の支援策の実施
- 新型コロナワクチン接種に向けた体制整備
- 市職員の分散勤務等の実施
- 新型コロナウイルス感染症対策担当の設置による機動的な対応

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂
令和2年6月2日一部改訂
令和3年1月8日一部改訂

令和2年4月7日付で発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が同年5月25日付で解除されました。しかし、年末年始にかけて、新規感染者数の増加傾向が続き、高い水準にあることから、感染拡大を抑制するため、令和3年1月7日付で、再度発出されました。

国分寺市では、引き続き、気を許すことなく、国・東京都の動向等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する取組を実施するため、以下のとおり対応します。

1. 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の位置づけ

市の新型コロナウイルス感染症対策本部は、感染症予防策に取り組むとともに、経済対策や生活支援にも重点を置き、総合的に新型コロナウイルス感染症対策を実施します。なお、緊急事態宣言の発出に伴い、速やかに市の要綱から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本部に移行します。

2. 市民への感染拡大防止に向けた行動の周知

人と身体的距離をとることにより接触を減らすこと、マスク着用や手洗い等の感染症予防を行うなど日常生活の中で「新しい生活様式」を心掛けた行動を市民へ周知します。なお、感染が拡大している過程においては、不要不急の外出抑制など更なる感染拡大を防止する行動を求めます。

3. 市主催事業等の対応

感染拡大防止の対策が十分に施され、参加者等の安全が確保できる事業等に関しては、実施します。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止を判断します。

4. 市内公共施設等の対応

屋外施設を含む各公共施設等における施設開館に当たっての運営方針を定め、方針に従った運用を行います。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。

5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応

①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応をします。

②市内保育所等及び学童保育所は、感染防止対策を徹底しながら通常保育を継続します。感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応をします。

③今後の感染症の状況も見据え、児童・生徒の家庭での学習機会も確保できるよう、学習環境を整備します。

6. 市内事業者への対応

経済情勢の激変における事業者の不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用するとともに、市の独自策を講じ、事業者の経営の安定化に繋がります。

7. 医療機関との連携

市内感染者への適切な対応をはじめ、医療崩壊が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関と連携をさらに強化し、情報共有や必要な支援等を行います。また、市民への新型コロナウイルスワクチンの接種については、万全の体制を整え実施します。

8. 市民生活の維持に必要な不可欠な事業等への対応

市民生活に必要な不可欠なごみ収集運搬・処理業務や高齢者や障害者の生活を維持するうえで欠かせない介護保険・障害福祉サービス事業所が実施する福祉サービス等について、感染拡大防止を図りながら事業が継続されるように、必要な対応を行います。

9. 生活の支援

市民等が置かれている現状や国・東京都等の動向等を注視しつつ、様々な生活支援策を切れ目なく実施します。

10. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

11. 国分寺市の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、密を回避した分散勤務等の職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

12. 市役所窓口での手続き等

職員の分散勤務等の実施と併せ、感染拡大防止の観点から、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本とします。市役所窓口での手続き等に関して郵送対応等の積極的な推奨などを引き続き実施するなど、各業務の実施に当たって来庁者への感染リスクを抑制させるための適切な対応をします。

13. 新型コロナウイルス対策担当を中心とした機動的な対応

新型コロナウイルス対策担当を中心として庁内連携をして、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

14. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

15. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の収束後までを目途としますが、具体的な終了期間は定めません。本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。

03 国分寺市の対応方針

令和3年3月19日 一部改訂

緊急事態宣言解除に伴い、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」を改訂した。

主な変更点

- 新型コロナワクチン接種に関して、新たに項目立てし、具体的な対応を進めることとした

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂
令和2年6月2日一部改訂
令和3年1月8日一部改訂
令和3年3月19日一部改訂

国分寺市では、国・東京都の動向等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する取組を実施するため、以下のとおり対応します。

- 1. 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置**
国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部は、市内における感染症予防のための方策を検討するとともに、経済対策や生活支援にも重点を置き、総合的な新型コロナウイルス感染症対策を進めます。
- 2. 新型コロナワクチン接種に向けた対応**
新型コロナウイルス感染症の免疫を高め、発症・重症化を予防し、まん延を防止するための新型コロナワクチン接種については、国が確保したワクチン供給状況を踏まえ、重症化の恐れのある高齢者から順次開始します。今後供給されるワクチンを円滑に市民が接種できるよう、関係機関と連携しながら、万全の体制を整えて実施するとともに、様々な広報媒体を活用して、正しい情報を速やかに市民に提供できるよう努めます。
- 3. 市民への感染拡大防止に向けた行動の周知**
人と身体的距離をとることにより接触を減らすこと、マスク着用や手洗い等の感染症予防を行うなど日常生活の中で「新しい生活様式」を心掛けた行動を市民へ周知します。なお、感染が拡大している過程においては、不要不急の外出抑制など更なる感染拡大を防止する行動を求めます。
- 4. 市主催事業等の対応**
感染拡大防止の対策が十分に施され、参加者等の安全が確保できる事業等に関しては、実施します。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止を判断します。
- 5. 市内公共施設等の対応**
屋外施設を含む各公共施設等における施設開館に当たっての運営方針を定め、方針に従った運用を行います。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。
- 6. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応**
 - ① 市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応を行います。
 - ② 市内保育所等及び学童保育所は、感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応を行います。
 - ③ 今後の感染症の状況も見据え、児童・生徒の家庭での学習機会も確保できるよう、学習環境を整備します。

7. 市内事業者への対応

経済情勢の激変における事業者の不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用するとともに、必要に応じ、様々な施策を講じて、事業者の経営の安定化に努めます。

8. 医療機関との連携

ワクチン接種をはじめ、市内感染者への適切な対応や医療崩壊等が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関との連携強化を継続し、情報共有や必要な支援等を行います。

9. 市民生活の維持に必要な事業等への対応

市民生活に必要な不可欠なごみ収集運搬・処理業務や、高齢者や障害者の生活を維持するうえで欠かせない介護保険・障害福祉サービス事業所が実施する福祉サービス等について、感染拡大防止を図りながら事業が継続されるように、必要な対応を行います。

10. 生活の支援

市民等が置かれている現状や国・東京都等の動向等を注視しつつ、様々な生活支援策を切れ目なく実施します。

11. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

12. 国分寺市の体制

感染拡大防止の観点から、密を回避した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、弾力的に職員を配置するなど機動的な対応を行います。

13. 市役所窓口での手続き等

感染拡大防止の観点から、外出や接触の機会をできる限り回避するため、市役所窓口での手続き等に関して郵送対応等の積極的な推奨を行うなど、各業務の実施に当たって、来庁者への感染リスクを抑制させるための適切な対応を行います。

14. 新型コロナウイルス対策担当を中心とした機動的な対応

新型コロナウイルス対策担当を中心に、庁内連携による新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に関して機動的な対応を行います。

15. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

16. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の収束後までを目途としますが、具体的な終了期間は定まず、本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応に当たり調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。

04

公共施設利用の取組

04 公共施設利用の取組

公共施設利用フローの作成・変遷

- 令和2年4月7日付けで国から発出された緊急事態宣言が、同年5月25日に解除され、東京都においても「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップにおける休業要請の緩和のステップ（施設別）」を示した。
- 東京都が示したステップの内容では、市の公共施設とは施設規模感も異なることから、そのステップをベースとして、市独自の公共施設の再開の拠り所となる公共施設利用フローを作成した。
- 各公共施設は当該フローに基づき、各施設毎の留意事項を整理し、フローで示した各段階ごとにおける施設の利用要件等を整理し、公表・運用を行った。
- 公共施設利用フローは国の緊急事態宣言の再発出や都で示した方針、市内の感染状況等により適宜改訂をし、必要により「段階の特例」を設定し、感染対策を講じた施設利用の運用を行った。
- 感染状況や国等の動きを基に、市の感染対策の対応を見直し、令和5年2月28日でフローに基づく運用を終了し、同年3月1日より利用者主体による感染対策の実施に切り替えた。

市ホームページにおいても、フローの現在の段階や、各施設の留意事項を公開し、感染状況等により適宜見直しを実施

公共施設などの開館・休業情報

ページ番号 1022746 更新日 令和4年3月22日

このページでは、新型コロナウイルス感染症対策による公共施設などの開館・休業情報を掲載します。内容は随時更新していきます。

市施設の開館・休業について【令和4年3月17日時点】

市内の公共施設などの利用について、国が令和4年3月17日に決定した新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の解除の方針を受けて、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置解除後（令和4年3月22日以降）における国分寺市の公共施設利用フロー」を決定しました。

これまで同様の感染防止対策を徹底し、公共施設ごとの留意事項及び活動に向けたガイドラインを遵守することを前提に、第5段階を含めた全ての公共施設の利用を令和4年3月22日（火曜日）より再開します。また、公共施設における飲食については、緊急や会話時のマスク着用等の感染防止対策を徹底することを前提とします。（注）飲酒及び酒類の持ち込みは不可詳しくは、各施設のページをご覧ください。

● [新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置解除後（令和4年3月22日以降）における国分寺市の公共施設利用フロー](#) (PDF 127.4KB) □

cocobunjiプラザ施設利用に係る留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用に際しては、下記内容の確認をお願いします。なお、令和3年10月25日（月曜日）から各部屋の定員数の制限を解除しています。これにより、利用定員の減員に伴う施設使用料の減額は終了とし、通常料金となりました。

● [cocobunjiプラザ施設利用に係る留意事項（令和4年6月1日時点）](#) (PDF 269.6KB) □

リオン広場利用に係る留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用に際しては、下記内容の確認をお願いします。

● [リオン広場利用に係る留意事項（令和4年3月17日時点）](#) (PDF 216.1KB) □

お問い合わせ

cocobunjiプラザ 042-325-6330（午前9時から午後8時まで）

● [cocobunjiプラザ専用サイト](#)（外部リンク）□

PDF形式のファイルをご利用するためには、「Adobe (R) Reader」が必要です。お持ちでない方は、Adobeのサイトからダウンロード（無料）してください。Adobeのサイトへ新しいウィンドウでリンクします。

国分寺市スポーツ関係施設の利用に係る留意事項

施設の利用にあたっては、感染防止を図るため、下記のような症状がある場合は利用を自粛してください。

(1) 利用当日に体温を測り、平熱よりも1度以上高い方は利用を控えてください。

(2) 以下の項目に一つでも当てはまる場合は、利用を控えてください。

- 咳、のどの痛みなどの風邪の症状がある
- だるさ、息苦しさがある
- 嗅覚や味覚の異常がある
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触している
- 過去14日以内に海外に渡航したか渡航又は当該在住者と濃厚接触している

その他、施設ごとに利用人数の制限や、様々なルールがあります。

ご利用になる施設の最新情報は、下記の『利用ルール』をご確認ください。

● [【令和4年3月22日以降】国分寺市スポーツ関係施設の利用に係る留意事項（令和4年6月1日一部修正）](#) (PDF 425.4KB) □

● [利用ルール（いなかき運動場・戸倉野球場・テニスコート）](#) 最新：R3.10.25 (PDF 492.0KB) □

● [利用ルール（市民スポーツセンター）](#) 最新：R3.10.25 (PDF 510.6KB) □

04 公共施設利用の取組

【令和2年5月29日決定】 緊急事態宣言解除後における 国分寺市の公共施設再開のフロー



市決定フローの考え方【第1段階に位置付け】

- 国の緊急事態宣言が解除されたことにより、市内公共施設などに関して、適切な感染症予防策を講じた上で順次再開するための拠り所となるフローを作成した。施設の再開にあたり、東京都公表の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップにおける休業要請の緩和のステップ(施設別)」の流れに基づくものとした。
- 緊急事態宣言の解除に伴う公共施設の再開へ向けて、感染拡大予防の観点から各施設のリスク評価を実施。人と人との距離を十分確保することを前提とした利用定員の制限や、換気等が困難な場所を利用中止とするなどを盛り込んだ**運営方針を施設ごとに定め**、利用再開(一部施設を除く)へ向けて準備を進めた。
- 感染が発生した際、保健所からの調査に速やかに対応できるよう、**公共施設利用者から利用者名簿を取得**することとした。(イベントも同様)

【令和2年6月16日改訂】 緊急事態宣言解除後における 国分寺市の公共施設再開のフロー



市決定フローの考え方【第3段階に位置付け】

- 都のロードマップにおけるステップの位置付けでは、施設再開の目安として判断しにくいことから、市の状況を踏まえたより分かりやすい施設再開の目安等に整理した。

【令和2年6月23日改訂】 緊急事態宣言解除後における 国分寺市の公共施設再開のフロー



市決定フローの考え方【7月1日から第4段階に位置付け】

- 令和2年7月1日より、第4段階への移行を決定し、第4段階に位置付けられた施設については、感染防止対策が整い次第、順次再開を行うこととした。
- 施設利用の用途により、利用者による、より一層の感染防止対策が求められる使用については、十分な感染防止対策の利用者との合意を前提に、順次利用の再開を行うものとした。

04 公共施設利用の取組

【令和3年3月30日改訂】 緊急事態宣言再発出解除後における 国分寺市の公共施設利用フロー



市決定フローの考え方【第4段階特例に位置付け】

- 夜間の利用時間短縮を東京都のリバウンド防止期間に準拠し、令和3年4月21日まで継続する。利用人数の上限は、緩和せず現在の定員を維持した。
- 東京都のリバウンド防止期間等の内容・動向を踏まえて、今後の対策本部にて継続・解除の判断をすることとした。

【令和3年4月12日改訂】 緊急事態宣言再発出解除後における 国分寺市の公共施設利用フロー



市決定フローの考え方【第4段階に位置付け】

- 夜間の利用時間短縮を東京都のまん延防止等重点措置のその他の施設への対応(措置区域以外)に準拠し、令和3年5月11日まで継続。利用人数上限は、緩和せず現在の定員を維持した。
- 東京都の動向を踏まえて、今後の本部にて継続・解除の判断をすることとした。

【令和3年4月23日改訂】 令和3年4月23日付緊急事態宣言再発出に伴う 国分寺市の公共施設利用フロー



市決定フローの考え方【第1段階に位置付け】

- 令和3年4月23日付けで緊急事態宣言が再発出されたことに伴い、第1段階として、休業・休館した。



05

イベント・行事等の対応

新型コロナウイルス感染症 感染初期 令和2年5月頃まで

- 感染の拡大が予測され始める令和2年2月頃，国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において，市主催のイベント等の延期・中止の判断を行うこととした。
- 新型コロナウイルス感染症を理由とした市公共施設のキャンセルについては，使用料全額還付とすることとした。
- 指定管理者の自主事業，共催イベント等については，相手方と協議することとし，市の取扱いについて情報提供を行うこととした。
- 令和2年5月末までに実施を予定した市主催のイベント・行事等は原則，延期・中止とすること対策本部にて決定し，周知を図った。

05 イベント・行事等の対応

令和2年6月～令和3年3月

- 国が発出した緊急事態宣言が令和2年5月25日付けで解除され、「新しい生活様式」の実践のもと、イベント・行事等の延期・中止に関して、規模や参加者の特性、感染防止対策の可能な有無等を判断材料として、対策本部で諮った。
- 決定した内容に関しては、HPでその都度更新し、周知を行った。

	担当課	内容	開催判断	判断に至った理由	事業種別	開催時間	屋内/屋外	参加者 (特定・不特定)	飲食(有無)	高齢者	開催予定日	会場	参加規模(推計値)	本部確認済
6月	高齢福祉課	老人クラブ連合会 カラオケ大会	中止	人数制限を行うことが難しく、十分な感染防止対策が困難なため	共	4時間以上	屋内	特定	有	●	6月18日(木曜日)	本多公民館	250人	6月16日
7月	スポーツ振興課	市民体育大会	中止	屋外・屋内スポーツと利用制限が異なる状況において、多岐にわたる種目毎の人数規模、参加者の特定等を行うことに加え、3密対策を徹底することが困難なため	主	4時間以上	屋外	特定	有	●	7月～令和3年1月	市民スポーツセンターほか	各50人	6月16日
	文化振興課	水ロケットの製作と発射体験会	中止	人数規模を考慮した際の3密対策や濃厚接触の徹底が困難であると共催者と協議して判断したため	共	3時間以上 4時間未満	屋外	特定	有		7月11日(土曜日)	4小	130人	6月16日
8月	人権平和課	小中学生広島派遣	中止	参加者の安全を考慮したため	主	4時間以上	屋外	特定	有		8月5日(水曜日)～7日(金曜日)	広島市	12人	5月26日
	人権平和課	平和祈念式	実施	式典として最小限の内容で実施することに加え、献花方法の見直しや花の持ち帰りを制限するなど、3密や濃厚接触を防ぐ対応を図るため	主	1時間未満	屋外	不特定	無	●	8月15日(土曜日)	市役所駐車場「平和の灯」前	150人	6月16日
	公民館課	子どもまつり	中止	3密の回避が困難であるため	主	4時間以上	屋内	不特定	有		8月29日(土曜日)	並木公民館・図書館および新町児童館	1,200人	6月16日

05 イベント・行事等の対応

	担当課	内容	開催判断	判断に至った理由	事業種別	開催時間	屋内/屋外	参加者 (特定・不特定)	飲食(有無)	高齢者	開催予定日	会場	参加規模(推計値)	本部確認済
9月	人権平和課	平和祈念行事	中止	人数制限を行うことが難しく、十分な感染防止対策を講じることが困難なため	主	2時間以上 3時間未満	屋内	不特定	無		9月12日(土曜日)	いずみホール	350人	6月16日
	高齢福祉課	100歳表敬訪問	中止	ご自宅や施設に訪問するといった事業の性質上、十分な感染防止対策を講じることが困難なため	主	3時間以上 4時間未満	屋内	特定	無	●	9月12日(土曜日)	希望者の各家庭	20人	6月16日
	学校指導課	岡分寺市宇田の学校/ジュニア科学教室(キッズコース)	中止	参加人数と実施会場の規模から3密を避けることが困難なため	主	2時間以上 3時間未満	屋内	特定	無		9月13日(日曜日)・20日(日曜日)	ひかりプラザ 第一体育室	150人	6月16日
	高齢福祉課	敬老会	中止	人数制限を行うことが難しく、十分な感染防止対策を講じることが困難なため	主	4時間以上	屋内	不特定	無	●	9月17日(木曜日)	いずみホール	350人×2回	6月16日
	選挙管理委員会事務局	明るい選挙啓発講演会	中止	人数規模、参加者の特定等を行うことが困難なため	共	1時間以上 2時間未満	屋内	不特定	無	●	9月19日(木曜日)	リオンホール	200人	6月30日
	社会教育課	市民大学講座	中止	受講者に高齢者が多く、感染症対策の観点から、施設を使用する大学との協議により中止が決定したため	共	2時間以上 3時間未満	屋内	特定	無	●	9月26日(土曜日)	東京経済大学	250人	8月4日
10月	文化振興課	第57回市民文化祭	中止	来場者、参加者及び関係者への感染拡大防止、安全確保を最優先にしたため	共	4時間以上	屋内	不特定	無	●	10月2日(金曜日)～4日(日曜日)、16日(金曜日)～18日(日曜日)、24日(土曜日)・25日(日曜日)、29日(木曜日)～31日(土曜日)	cocobunjiプラザ・いずみホール・本多公民館・労政会館	100人以上	7月28日
	障害福祉課	障害者運動会・お楽しみ会	中止	参加者にリスクの高い方が多いうえに、接触・飛沫感染のリスクを低減することが困難であるため	主	4時間以上	屋内	特定	有	●	10月3日(土曜日)	市民スポーツセンター体育館	200人	6月30日
	子ども子育てサービス課	学童保育所入所説明会	中止	感染リスクや現行の感染状況を踏まえ、密を防ぐことが難しく、各学童保育所への見学や入所案内などにより、各学童保育所の情報収集の代替手段が図れるため	主	2時間以上 3時間未満	屋内	不特定	無		10月11日(日曜日)	リオンホール	350人	9月15日
	高齢福祉課	老人クラブ連合会 運動会	中止	人数制限を行うことが難しく、十分な感染防止対策を講じることが困難なため	共	4時間以上	屋外	特定	有	●	10月17日(土曜日)	戸倉グラウンド	500人	6月16日
	防災安全課	総合防災訓練	実施	新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所対策の検証を行う必要があるため	主	2時間以上 3時間未満	屋内及び屋外	特定	無	●	10月18日(日曜日)	市内小学校(調整中)	検討中	6月23日
	環境対策課	三多摩は一つなり交流事業(中間処理施設見学と学童野球交流戦)	中止	参加年齢層、移動手段、事業内容等を鑑み、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策の徹底が困難であるため	主	4時間以上	屋外	特定	有		10月24日(土曜日)・11月21日(土曜日)	けやきスポーツセンター野球場	各50人	8月18日
	子ども子育てサービス課	保育展示会	中止	感染リスクや現行の感染状況を踏まえ、密を防ぐことが難しく、各園への見学や入所案内などにより、各園の情報収集の代替手段が図れるため	主	3時間以上 4時間未満	屋内	不特定	無		10月31日(土曜日)	四小体育館	300人	9月15日
	障害福祉課	障害者バスハイク	中止	参加者にリスクの高い方が多いうえに、接触・飛沫感染のリスクを低減することが困難であるため	主	4時間以上	屋内	特定	有	●	10月下旬	市外	170人	6月30日
公民館課	並木芸術祭	中止	準備会で伺った市民意見として、今年度の開催を見送る趣旨の意見が多かったため	主	4時間以上	屋内	特定	無	●	10月下旬から11月上旬	並木公民館 ホール	780人	8月25日	

05 イベント・行事等の対応

	担当課	内容	開催判断	判断に至った理由	事業種別	開催時間	屋内/屋外	参加者 (特定・不特定)	飲食(有無)	高齢者	開催予定日	会場	参加規模(推計値)	本部確認済
1 1 月	国分寺まつり実行委員会(事務局:文化振興課)	第37回国分寺まつり	中止	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、来場者、出店・参加者及び関係者、そして市民への感染拡大防止、安全確保を最優先にしたため	実行委員会	4時間以上	屋外	不特定	有		11月1日(日曜日)	都立武蔵国分寺公園	65,000人	6月16日
	環境対策課	クリーン運動	中止	十分な感染拡大防止対策が困難であるため	共	1時間以上 2時間未満	屋外	不特定	無	●	11月8日(日曜日)	市内全域	83団体3,315人 昨年実績	8月18日
	スポーツ振興課	国分寺史跡駅伝	中止	小中学校では土曜日授業が実施され、参加が見込める日程の確保が困難なため。また、参加者(選手・応援者)の十分な感染防止対策が困難であるため	共	4時間以上	屋外	特定	無		11月28日(土曜日)	史跡武蔵国分寺跡周辺	選手390人	8月18日
	人権平和課	人権のつどい	中止	例年人権擁護委員との共催だが、法務局より委員の参加は原則中止との通達があったため、市単独での開催についても控えることとした	主	2時間以上 3時間未満	屋内	不特定	無	●	11月29日(日曜日)	リオンホール	昨年83人	7月28日
1 2 月	障害福祉課	障害者週間行事イベント	中止	人数制限を行うことが難しく、十分な感染防止対策を講じることが困難なため	主	2時間以上 3時間未満	屋内	不特定	無	●	12月5日(土曜日)	リオンホール	200人	6月30日
	環境まつり実行委員会(事務局:ごみ減量推進課)	環境まつり	中止	人数規模を考慮した際の3密対策や濃厚接触の徹底が困難であると実行委員会と協議して判断したため	実行委員会	4時間以上	屋外	不特定	有	●	12月6日(日曜日)	清掃センター	2,000人	6月23日
	経済課	こくべじのじかん クリスマス・マルシェ	中止	人数制限を行うことが難しく、十分な感染防止対策が困難なため	実行委員会	4時間以上	屋内	不特定	無	●	12月13日(日曜日)	cocobunjiプラザ	2,000人	7月28日
	駅周辺整備課	寄附者銘板の除幕式	実施	寄附をいただいた方に感謝の意を込め、市長が除幕を行うもので、短時間かつ屋外であることから実施可能と判断したため	主	1時間未満	屋外	特定	無	●	12月27日(日曜日)	国分寺駅北口銘板前(屋外)	40人	12月22日
1 月	防災安全課	市消防団出初式	中止	当初、参加人数の縮小等、感染症対策徹底のうえ実施と判断していたが、年末年始からの都内の感染拡大傾向や国の緊急事態宣言を发出する検討に入ったことを鑑み、参加者の健康と安全を第一に、中止すべきと判断したため	主催	1時間以上 2時間未満	屋外	特定	無		1月7日(木曜日)	国分寺駅北口広場ほか	100人	1月6日
	子ども若者計画課	成人式	中止	当初、式典の分散開催や内容の見直し等、感染症対策徹底のうえ実施と判断していたが、年末年始からの都内の感染拡大傾向や国の緊急事態宣言を发出する検討に入ったことを鑑み、参加者の健康と安全を第一に、中止すべきと判断したため	主催	1時間未満	屋内	特定	無		1月11日(祝日)	市民スポーツセンター	1回目364人 2回目380人	1月6日
	まちづくり推進課	まちづくりの担い手育成講座「こくぶんじカレッジ」の成果発表会「こくぶんじスパイス」	実施	事前申込制で人数制限を図り、内容をプレゼンテーション及びポスターセッションからプレゼンテーションのみの変更等で開催可能と判断したため ※緊急事態宣言を受け、無観客オンライン発表会に切替え	主	3時間以上 4時間未満	屋内	特定	無	●	1月16日(土曜日)	リオンホール	99人	11月24日
	まちづくり計画課	国分寺市の都市交通に関するシンポジウム	延期	当初、事前申込制や基調講演の実施等、感染症対策を徹底のうえ実施と判断していたが、緊急事態宣言を受け、延期すべきと判断したため	主	1時間以上 2時間未満	屋内	特定	無	●	1月23日(土曜日)	本多公民館	99人	1月18日
	まちづくり計画課	環境シンポジウム	実施	参加者を市民に限定し、事前申込みとして人数制限を図ること、開催時間を1時間短縮すること等により、開催が可能と判断したため ※緊急事態宣言を受け、オンライン開催に切替え	共	1時間以上 2時間未満	屋内	特定	無	●	1月30日(土曜日)	リオンホール	100人	10月20日

05 イベント・行事等の対応

	担当課	内容	開催判断	判断に至った理由	事業種別	開催時間	屋内/屋外	参加者 (特定・不特定)	飲食(有無)	高齢者	開催予定日	会場	参加規模(推計値)	本部確認済
2月	課税課	税理士による確定申告無料相談会	中止	当初、人数制限等、感染症対策を徹底のうえ実施と判断していたが、立川税務署、税理士会、立川税務署管区6市における協議の結果、緊急事態宣言を受け、市民の安全を最優先するため全市で中止することとしたため	共	4時間以上	屋内	特定	無	●	2月2日(火曜日)～5日(金曜日)	リオンホール	各100人	1月18日
	高齢福祉課	いきいき高齢社会をめざす市民の集い	中止	人数制限、十分な感染防止対策が難しく、重症化リスクが高い高齢者が対象のため	主	3時間以上 4時間未満	屋内	不特定	無	●	2月3日(水曜日)	いずみホール	370人	12月22日
	防災安全課	国分寺市総合防災訓練第2部	中止	緊急事態宣言が発出され、市内感染者も増加傾向にあることから、感染拡大防止の観点から中止と判断したため	主	3時間以上 4時間未満	屋内	特定	無		2月14日(日曜日)	各小中学校・公民館・地域センター	180人	2月3日
	防災安全課	防災講演会	中止	当初、人数制限等、感染症対策を徹底のうえ実施と判断していたが、緊急事態宣言を受け、国分寺市民防災推進委員会と協議した結果、中止すべきと判断したため	共	1時間以上 2時間未満	屋内	特定	無	●	2月17日(水曜日)	リオンホール	100人	1月26日
3月	文化振興課	いずみ春の祭典	中止	来場者、参加者及び関係者の安全確保や人数制限を行うことが難しく、十分な感染対策が困難なため	主	4時間以上	屋内	不特定	無	●	3月6日(土曜日)・7日(日曜日)	いずみホール	100人以上	7月28日
	高齢福祉課	輪投げ大会	中止	老人クラブ連合会において、十分な感染防止対策を講じることが困難であるとの判断に至ったため	共	4時間以上	屋内	特定	有	●	3月11日(木曜日)	市民スポーツセンター	120人	12月8日
	交通対策課	春の全国交通安全運動「市民のつどい」	中止	小金井警察署による判断のため	共	3時間以上 4時間未満	屋内	不特定	無	●	3月13日(土曜日)	いずみホール	300人程度	11月24日
	健康推進課	地域生きがい交流事業展示・発表・交流会	一部実施	【発表・交流会は中止】地域生きがい交流事業に参加している高齢者が開催するため、参加者の特定及び十分な感染拡大防止対策が困難なため 【展示は実施】展示物(作品・写真)に触れないよう注意喚起を行うとともに、マスクの着用、3密を防ぐ等の感染症防止対策を講じるため	主	原則、地域生きがい交流事業講座時間内 (通路等に展示する場合は、センター開館時間)	屋内	不特定	無	●	3月中 (注釈)講座ごとにイベントを開催	生きがいセンター(6館)	開催者：各15人未満	11月14日

令和3年4月～

- 令和3年度の市主催イベント・行事等は、感染防止の対策が十分に施され、参加者等の安全が確保できる事業等については原則として実施することとした。
- また、実施方法の変更、中止・延期する場合は、部会での協議の要否を調整することとした。

06

市職員の感染対策

06 市職員の感染対策

市職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

- 国分寺市では、市職員が新型コロナウイルスに感染または、感染の恐れがある事案が発生した場合の運用として、「国分寺市職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応」を定め、市職員間によるクラスターの発生を未然に防ぎ、感染拡大の防止に努めた。本対応は、国による自宅療養期間や健康観察期間の見直し等の状況に併せて、その都度運用を修正した。
- 陽性者や保健所の疫学調査を基に特定される濃厚接触者に加え、感染した職員及び課内の職員等にヒアリングを行い、内容をまとめた「接触確認表」を所属長が作成した。その内容を基に、陽性者と座席位置が近い者や電話機の共有、長時間の会議等、感染のリスクが高い可能性がある職員が確認されたときは、市独自に定めた健康観察対象者として設定し、自宅待機とする運用を図った。
- 職員の復帰にあたっては、市役所業務の特性上、感染を拡大させることは防がなければならない、慎重に対応していくという判断から、市職員に対しては、感染症法上の行動制限に加えて、行動制限解除後のPCR検査での陰性確認等、市独自の復帰の要件を付加して設定した。職員には「新型コロナウイルス感染症発生時等の業務フロー図」を示し、感染の状況に沿った行動をとるよう対応を求めた。
- 業務の継続等にあたって、所属長等は、感染した職員、濃厚接触者となった職員の人数を確認し、業務継続が可能かの判断を行い、不可能と判断した場合、職員課と調整の上、感染した職員、濃厚接触者となった職員及び健康観察対象職員の対象職員の代替として、経験者職員を配置するなど、必要に応じて職員体制の確保を行うこととした。

06 市職員の感染対策

陽性者の取扱いの主な変遷

R2.8	陽性者(新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者をいう。)となった職員については、保健所又は医療機関の指示により感染症法に基づく就業制限が解除された日の翌日から起算して14日間の健康観察期間終了後に職場復帰とした
R3.7	職場復帰に関して、就業制限が解除された日の翌日から起算して7日間の健康観察期間終了後に変更
R4.1	就業制限が解除された日の翌日から職場復帰が可能に変更
R4.9	無症状患者の場合、検査日の翌日から5日目に抗原検査キットにより検査を行い、陰性が確認された場合には、6日目から職場復帰を認めた

濃厚接触者の取扱いの主な変遷

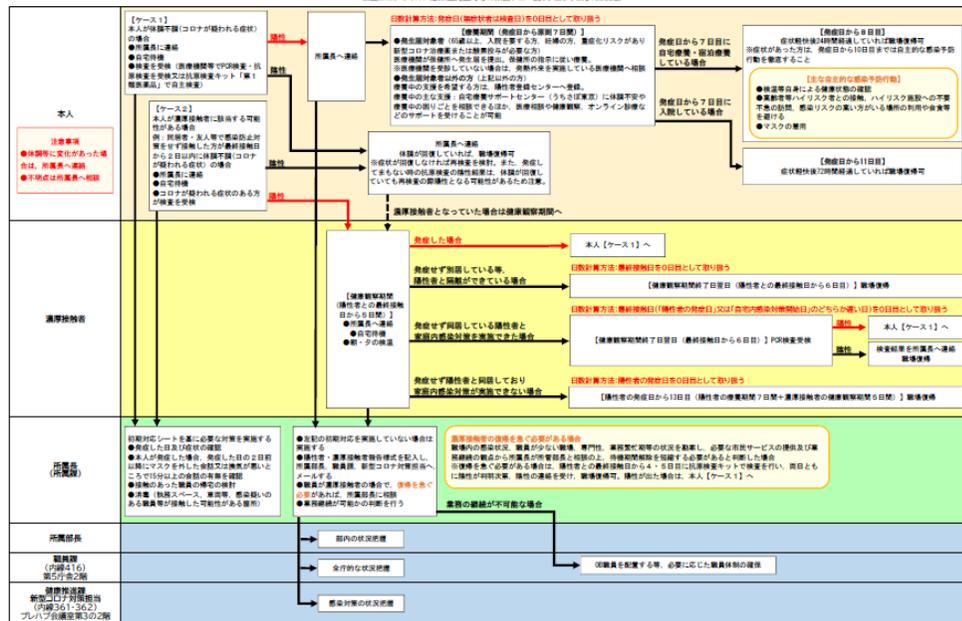
R2.8	保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者と判断された職員については、PCR検査の結果が陰性となった場合であっても、陽性者との最終接触日の翌日から起算して14日間は健康観察期間として自宅待機とし、健康観察期間中に症状が発症しない場合は、健康観察期間終了後に職場復帰とした
R4.1	<ul style="list-style-type: none">健康観察期間を陽性者との最終接触日の翌日から起算して10日間に変更健康観察期間を陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間に変更
R4.3	陽性者と同居している場合であっても、保健所等により家庭内感染予防の取組(マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、日用品の共用回避、感染者が触る場所の消毒等、日常生活を送るうえで可能な範囲の対策)が実践できるケースと確認された場合は、当該日の翌日から起算して7日間経過した後、PCR検査で陰性が判明すれば職場復帰可能とした
R4.7	家庭内感染予防の取組を実施した場合、当該日の翌日から5日間経過した後、PCR検査で陰性が判明すれば職場復帰可能とした
R4.8	家庭内感染予防の取組を実施した場合、当該日の翌日から4日目及び5日目に抗原検査キットにより検査を行い、陰性が確認された場合には、5日目から職場復帰を認めた

06 市職員の感染対策

健康観察対象者の取扱いの主な変遷

R2.8	市が健康観察対象者と判断した職員については、陽性者との最終接触日の翌日から起算して14 日間は健康観察期間として自宅待機とし、健康観察期間中に症状が発症しない場合は、健康観察期間終了後に職場復帰とした。ただし、健康観察期間中にPCR 検査を受検し、陰性となった場合においては、検査結果を得た日の翌日から職場復帰可能とした
R4.1	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察期間を陽性者との最終接触日の翌日から起算して10日間に変更 健康観察期間を陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間に変更
R4.7	健康観察期間を陽性者との最終接触日の翌日から起算して5日間に変更

左から新型コロナウイルス感染症発生時等の業務フロー図（令和5年2月1日改定版）、接触確認表



記載例

接触確認表

1. 基本情報

氏名	所属	ワクチン接種	陽性者との最終接触日	最終検査日	健康観察終了日	健康観察状況	健康観察終了後の状況
氏名	所属	接種済	3月10日	3月10日	3月10日	発症あり	発症が確認されており、観察14日以内の観察に付、発症の発生が確認された。
氏名	所属	接種済	3月10日	3月10日	3月10日	発症なし	発症が確認されており、観察14日以内の観察に付、発症の発生が確認された。

2. 接触状況

本人	濃厚接触者	関係者	濃厚接触者との最終接触日					濃厚接触者との最終検査日	濃厚接触者との最終検査結果
			3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日		
濃厚接触者	濃厚接触者	濃厚接触者	○	○	○	○	○	発症あり	
濃厚接触者	濃厚接触者	濃厚接触者	○	○	○	○	○	発症なし	

06 市職員の感染対策

国分寺市内における新型コロナウイルス感染者発生時の公表の考え方

- 本市は、東京都多摩立川保健所の管轄区域であり、市内において新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、東京都が感染症法に基づき、感染者からのヒアリングや公表を行う。感染者の発生状況を直接把握することができない本市としては、東京都の公表に関する考え方を基に公表を行うこととなる。
- ただし、感染者が市職員である場合や、市が関係する事業及び市施設等で発生した場合、または市内事業者から自主的な情報提供があった場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民の命、健康を守るため、公表を行った。
- 令和4年9月26日をもって、全国一律で感染者の全数把握が終了し、患者発生数全体の情報が把握できなくなった。そのことにより東京都も市区町村別の患者数の公表を終了したことから、それにあわせ、市も公表を終了した。

公表対象

- ①市職員が感染した場合
- ②市が関係する事業または市施設で感染が発生した場合

公表情報

保健所から提供される情報等を基に、感染者のプライバシーの保護を前提に以下の情報を公表
※利用者が限定される事業又は市の施設で感染が発生した場合については関係者のみの周知とした

- ①感染者の所属・職務内容、勤務場所など
- ②感染者の症状・経過など
- ③公衆衛生上の対策

公表方法

- 原則、市ホームページで公表
- 市の施設において発生した場合には、当該施設において掲示
- 特に影響が大きいと考えられる場合は、ホームページに加えてプレスリリース等を実施

06 市職員の感染対策

新型コロナウイルス感染症に対する市職員に向けた主な対応

R2.1	うがい手洗いの徹底, マスクの着用などの感染症対策, 不要不急な旅行を控えるなどを周知
R2.2	<ul style="list-style-type: none">通勤時に公共交通機関を利用する職員の新型コロナウイルス感染予防を図るため, 勤務時間の臨時の変更により時差通勤を実施職員本人または, 職員の同居家族等に発熱等の症状があった場合, 出勤を自粛
R2.3	<ul style="list-style-type: none">職員またはその親族に発熱等の症状がある場合や, 感染症対策に伴う小学校等の臨時休業等により, 子の世話をを行う必要がある場合で, 勤務しないことがやむを得ない場合の職免対応開始海外渡航及び国内旅行に係る自粛等要請
R2.4	<ul style="list-style-type: none">国の緊急事態宣言発出により, 執務室内の密集を避けるため, 在宅勤務を含め, 各課1日当たりの出勤人数を全体の3分の2程度になるように留める通勤に公共交通機関を利用する職員の感染リスク軽減と感染予防を図るため, 自転車や自家用車等の交通用具の使用による通勤を可 ※期間限定で, 通勤用の臨時駐車場を市が確保執務室内の密集を避けるため, 臨時休館した公共施設を活用して, 臨時の執務室として運用
R2.5	<ul style="list-style-type: none">妊娠中の職員や基礎疾患を有する職員に対する在宅勤務の促進
R2.6	<ul style="list-style-type: none">在宅勤務の実施は終了※妊娠中や基礎疾患を有する職員は延長 ※日曜日～土曜日の割り振り勤務は継続
R2.8	<ul style="list-style-type: none">全職員対象に出勤時の検温実施を開始職員又はその親族が陽性者と感染が疑われる接触をした場合, 市対策本部の指示によりP C R 検査を受検した場合, 市対策本部から健康観察対象者に指定された場合, 陽性者又は濃厚接触者となった場合も職免対応開始
R2.9	市職員互助会による職員へのPCR検査費用の助成制度を開始

06 市職員の感染対策

R3.4	国の緊急事態宣言再発出により、執務室内の密集を避けるため、各課1日当たりの出勤人数を全体の7分の5程度になるように留める
R3.5	<ul style="list-style-type: none">• 新型コロナワクチン廃棄防止を目的とした職員へのワクチン接種を開始• 新型コロナワクチン接種、接種後の副反応により勤務することが困難な場合の職免対応開始
R3.8	飲食時の「黙食」「個食」の徹底
R4.1	オミクロン株感染の急速拡大に伴う黙食の徹底等、感染防止対策の徹底
R4.6	国の考え方に基づく屋内・屋外におけるマスク着用の考え方について周知
R4.7	経験したことのない爆発的な感染状況に伴う感染防止策の徹底と業務の優先順位を検討し、業務継続するための態勢整備の指示
R5.3	令和5年3月13日以降の市の公共施設等におけるマスク着用の考え方について周知
R5.4	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の職員の服務上の措置等について周知

06 市職員の感染対策

市庁舎内における主な感染対策

- 第一庁舎・第二庁舎入口にサーマルカメラを設置
- 窓口の感染症対策として、第一庁舎1・2階、第二庁舎1階カウンターへのビニールシートを用いた施工を実施
- 各窓口及び事務机間への飛沫防止スクリーンの設置等を実施
- 執務室内の感染防止対策として、防災安全課が地区防災センター用に購入した空気清浄機を有効活用し、庁内へ配備
- 市役所内の換気及びカウンター等の除菌作業の励行について、10時、12時及び15時の放送を実施
- 3・4月の転出転入の集中時期における市民課での混雑による接触機会を軽減するため、証明書発行についてはサービスコーナーとコンビニ交付をツイッター等で案内するとともに、転出転入等の時間のかかる手続きに来られた方については、第一庁舎の委員会室等を待合室として案内し、市民ホールの混雑緩和と分散を実施
- 会議等における職員の密を避けるため、庁議等において、Web会議システムを活用したオンライン会議の導入
- 第二庁舎1階の子ども家庭部・生活福祉課の執務スペース拡張による執務スペースの密を解消
- 第二庁舎トイレの既存手洗い場のタッチレス化(自動水栓)を行う修繕を実施
- 第三庁舎2階の執務スペースの狭隘化を解消するため、駅周辺整備課を第五庁舎2階から本町クリスタルビルへ、職員課を第三庁舎2階から第五庁舎2階へ移転
- 第四庁舎2階の監査委員事務局・防災安全課の執務スペース拡張による執務スペースの密を解消

07

新型コロナウイルスワクチンの対応

07 新型コロナワクチンの対応

国分寺市の接種方式

複数の接種方式を併用するハイブリッド方式で市民のニーズに応じた接種体制を提供した。

集団接種

市役所集団接種会場・
ひかりプラザで実施

個別接種

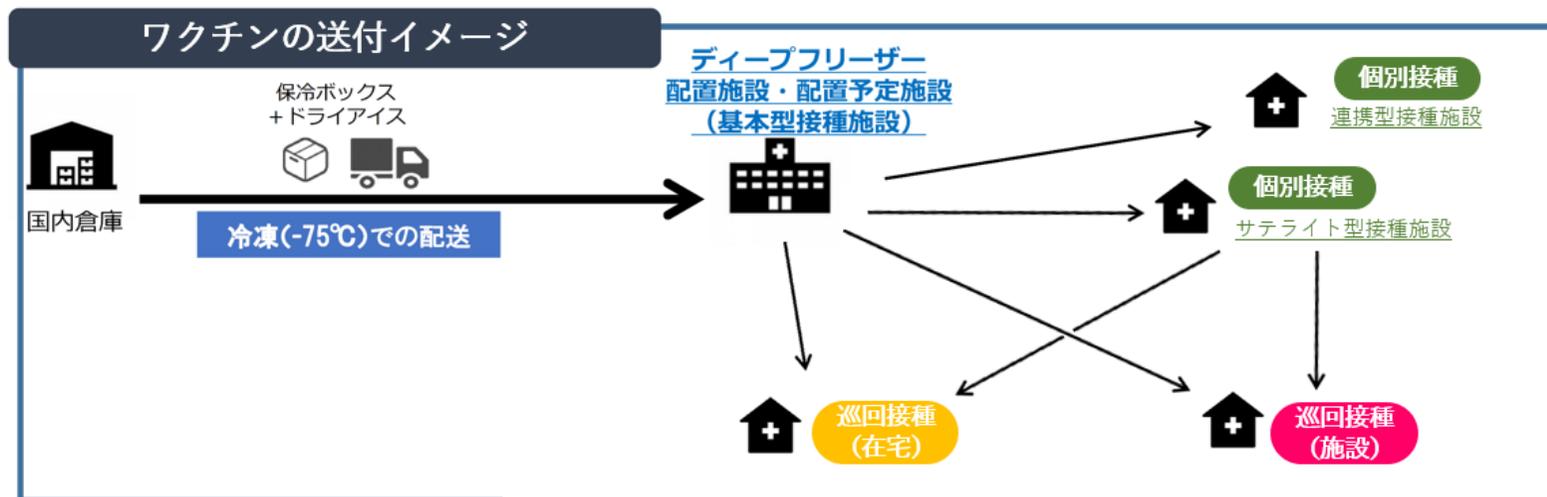
基本型(国分寺市医師会公衆衛生センター・国分寺病院)
連携型・サテライト型(約30の市内医療機関)で実施

巡回接種（在宅）

在宅療養者を対象に戸別訪問で接種を実施

巡回接種（施設）

市内の高齢者施設等へ出向き、接種を実施



07 新型コロナワクチンの対応

新型コロナワクチン接種予約・問い合わせ方法

- 市民の新型コロナワクチン接種予約に関しては、専用の接種コールセンター(令和2年3月設置)と接種予約サイト(令和2年4月運用開始)を設置し、電話(FAX)またはオンラインでの予約が可能となるよう実施した。

国分寺市新型コロナワクチン接種予約サイト

予約枠名	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
モデルナ社製ワクチン (オミクロン株対応)	X	O	O	O	O	O	O	O

電話

- 国分寺市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎(042)320-3020
午前8時30分～午後5時
月～土曜日(祝日含む)

FAX

- 聴覚に障害がある方で、パソコン・スマートフォンをお持ちでない方
☎(042)320-1181
午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

07 新型コロナワクチンの対応

市役所集団接種会場の設置

- 国分寺市役所駐車場の敷地を活用して、仮設のプレハブを2棟借り上げし、市役所集団接種会場として運営を行った。
- 当初は1棟で接種を運営していく予定だったが、梅雨や夏季時における高齢者の待合スペース等が必要となったため、追加でもう1棟設置をした。その後、ワクチンの使用種類の増に伴い、ワクチン接種棟として運用した。
- 集団接種会場内に設置したワクチンを冷凍保管するためのディープフリーザーに関しては、停電時の電源喪失を防ぐため、補助冷却装置として液化二酸化炭素を設置するとともに、停電時自動的に蓄えた電気を供給する蓄電池を別途確保し、停電時においてもワクチンが安定的に冷凍保管できる環境を整備した。



令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1棟目	契約～工事～竣工		運用			
2棟目					契約～工事～竣工	運用



07 新型コロナワクチンの対応

1 棟目施設



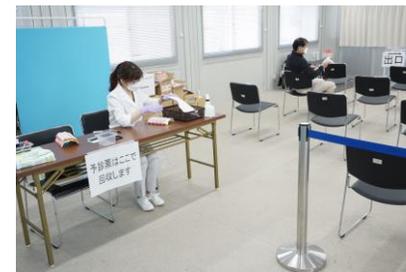
- 軽量鉄骨造 プレハブ平屋建て
- 延べ面積
 $16,346\text{cm} \times 11,490\text{cm} = 187.81\text{m}^2$



2 棟目施設



- 軽量鉄骨造 プレハブ平屋建て
- 延べ面積
 $11,464\text{cm} \times 11,713\text{cm} = 134.27\text{m}^2$



07 新型コロナワクチンの対応

市役所集団接種会場における デモンストレーション

市役所集団接種会場におけるワクチン接種について、設営、受付、接種の流れ等運営方法の確認と課題の洗い出しを行い、円滑な集団接種会場の運営を図ることを目的として実演(デモンストレーション)を実施した。

日時

令和3年4月15日 午後1時～2時

参加者

- ワクチン接種従事者〔一般社団法人日健クリニック
(集団接種会場運営等委託事業者)〕
…医師, 看護師, 事務担当者
- 被接種者市民役…民生・児童委員協議会
- 関係機関…一般社団法人国分寺市医師会
一般社団法人国分寺市薬剤師会
国分寺市市議会議員
- 講評・意見等
…鈴木東海大学医学部附属八王子病院特任教授
(講評当時), 医師会会長, 薬剤師会長, 市長等



07 新型コロナウイルスワクチンの対応

新型コロナウイルスワクチン接種の取組

- 国分寺市では、令和3年5月12日から85歳以上の方から優先して接種を開始した。接種開始当初は、国から届くワクチンの供給量が不安定であったことから、供給量に応じて、段階的に年齢を引き下げて接種券の発送を行い、優先順位の高い方から順次接種を進めていった。
- 市内西側地域における接種会場の不足が課題となったことから、それを補完するため、令和3年7月よりひかりプラザの203・204会議室を利用して、毎週土・日曜日をワクチン接種会場として活用した。
- ワクチンの種類は当初ファイザー社のみであったが、その後、モデルナ社、武田社(ノババックス)、小児・乳幼児ファイザーと複数のワクチンが国で承認され、市でもそれに応じて取扱いワクチンの種類を増やし、接種者の状況にあったワクチンの選択が行えるよう取り組んだ。
- 接種率の状況やワクチンの保有量、社会的な状況を鑑みて、妊婦優先接種や受験生優先接種、予約不要で接種ができる機会を設け、市民への接種機会の創出を図った。
- 都民へのオミクロン株対応ワクチンの接種機会を創出するため、令和4年11月23日と12月23日には東京都・国立市・国分寺市と連携して、国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザで都民を対象とする予約なし接種も実施した。
- 市役所集団接種会場では接種予約の当日キャンセル等によるワクチンの廃棄を最小限に留めるため、集団接種会場の医療従事者、当日コールセンターへ入電があった予約希望者、接種対象となっている市職員等の順位により廃棄ロス対策を実施した。

07 新型コロナウイルスワクチンの対応

市民に発送した接種券発送封筒※接種回数で色分け
上段左から初回・3回目用 下段左から4回目・5回目用

接種券・予診票
左から初回用・初回用予診票・3～5回目用（予診票は一体型）

重要 封筒して大切に保管ください。
新型コロナウイルスワクチン接種のご案内
無料クーポン券在中

区分自治体 料金後納郵便
郵便局内封筒

区分市健康推進課
〒115-0034 東京都目黒区東目黒2-3-8 1Fオゾアプラ

重要 封筒して大切に保管ください。
新型コロナウイルスワクチン接種のご案内
3回目接種用

区分自治体 料金後納郵便
郵便局内封筒

区分市健康推進課
〒115-0034 東京都目黒区東目黒2-3-8 1Fオゾアプラ

重要 封筒して大切に保管ください。
新型コロナウイルスワクチン接種のご案内
4回目接種用

区分自治体 料金後納郵便
郵便局内封筒

区分市健康推進課
〒115-0034 東京都目黒区東目黒2-3-8 1Fオゾアプラ

重要 封筒して大切に保管ください。
新型コロナウイルスワクチン接種のご案内
5回目接種用

区分自治体 料金後納郵便
郵便局内封筒

区分市健康推進課
〒115-0034 東京都目黒区東目黒2-3-8 1Fオゾアプラ

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ
新型コロナウイルスワクチンを受けられます。費用負担はありません。

発行日：2021年 4月 1日

見本

接種券の記載事項

接種回数	接種日	接種場所	接種券番号
1回目	2021年 5月 22日	区立目黒区立保健センター	121244
2回目	2021年 5月 22日	区立目黒区立保健センター	132144

接種を受ける方へ
●必ずお読みください。台紙への記載事項をよくご確認ください。
●接種券の記載事項は接種券台紙の裏面に記載されています。

新型コロナウイルス接種の予診票（追加接種用）
接種券に記載の接種券番号を入力してください。

接種券番号：121244

接種日：2021年 5月 22日

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票
接種券に記載の接種券番号を入力してください。

接種券番号：121244

接種日：2021年 5月 22日

接種券番号：0123456789

同封したお知らせ文（一部抜粋） 左からオミクロン株対応接種お知らせ表・裏・小児接種のお知らせ

区分自治体 無料

新型コロナウイルス（オミクロン株対応）接種のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する免疫を高め、重症化を予防するため、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨いたします。

接種回数	3回目接種	4回目接種	5回目接種
封筒の色	黄・オレンジ色	緑色	青色
封筒の宛名	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
市庁のページ番号	1026907	1027847	1028601
市庁の窓口	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

区分市ホームページ：1026907
区分市健康推進課：1027847
区分市健康推進課：1028601

区分市健康推進課
〒115-0034 東京都目黒区東目黒2-3-8 1Fオゾアプラ
TEL 0120-761-770

オミクロン株対応ワクチン接種までの流れ

- 接種可能な時期を確認する
- 接種会場を探し予約する
- ワクチン接種を受ける

接種券の記載事項

接種券の記載事項

接種券の記載事項

モデルナ社のオミクロン株対応ワクチン接種会場（18歳以上の方のみ）

ファイザー社のオミクロン株対応ワクチン接種会場

接種会場	接種日時	接種券番号
〇〇〇〇〇〇〇〇	2021年 5月 22日	121244
〇〇〇〇〇〇〇〇	2021年 5月 22日	132144

新型コロナウイルス 1・2回目接種のお知らせ

必ず保護者の方がお読みください

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ。保護者の方へご確認ください。

接種券の記載事項

接種券の記載事項

小中学生・中学生のお子様の保護者の方へ

接種券の記載事項

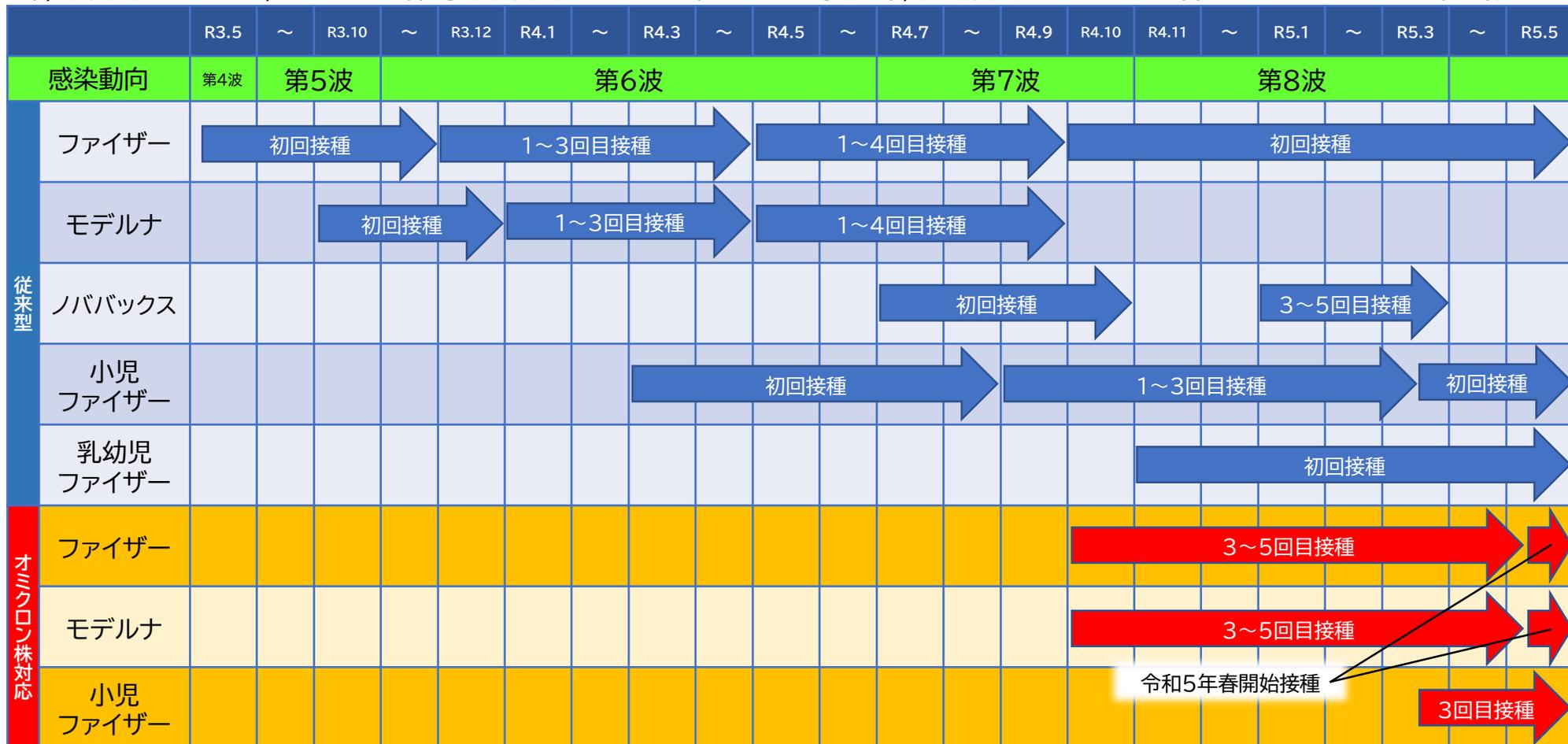
接種券の記載事項

接種券の記載事項

07 新型コロナウイルスの対応

市におけるワクチン接種の経過

国分寺市では、従来型ファイザー・モデルナ, オミクロン株対応ファイザー・モデルナ(BA.1対応型・BA.4-5対応型), 武田社(ノババックス), 小児用ファイザー, オミクロン株対応小児用ファイザー(BA.4-5対応型), 乳幼児用ファイザーの新型コロナウイルスのワクチンを取り扱った。



07 新型コロナワクチンの対応

国分寺市が取り扱った新型コロナワクチンの各取扱い経過は以下のとおりである。国の使用承認に基づき、接種対象者で接種を希望する方ができる限り迅速かつスムーズに予約し、接種が行えるよう開始時期を調整しながら取り組んだ。

ファイザー社（従来型）	
R3.5	16歳以上を対象に初回接種開始
R3.6	対象年齢を12歳以上に引き下げ
R3.12	18歳以上を対象に、医療従事者等を優先して3回目接種開始
R4.2	3回目接種の接種間隔を2回目接種完了後6か月に短縮
R4.3	3回目接種の対象年齢を12歳以上に引き下げ
R4.5	<ul style="list-style-type: none"> 3回目接種の接種間隔を2回目接種完了後5か月に短縮 前回接種日から5か月経過した60歳以上または18歳以上で基礎疾患等がある方を対象に4回目接種開始
R4.7	医療従事者・高齢者施設等従事者も4回目接種対象に追加

モデルナ社（従来型）	
R3.10	12歳以上を対象に初回接種開始
R4.2	18歳以上を対象に3回目接種の使用開始。接種間隔も6か月で可
R4.5	<ul style="list-style-type: none"> 3回目の接種間隔を5か月に短縮 前回接種日から5か月経過した60歳以上または18歳以上で基礎疾患等がある方を対象に4回目接種開始
R4.7	医療従事者・高齢者施設等従事者も4回目接種対象に追加

武田社 ノババックス（従来型）	
R4.7	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上を対象に1～3回目接種開始 1・2回目の接種対象を12歳以上に引き下げ
R5.1	18歳以上を対象に3～5回目接種開始

ファイザー社（オミクロン株対応型）	
R4.10	<ul style="list-style-type: none"> 初回接種から5か月経過した12歳以上を対象にBA.1対応型接種開始 初回接種からの接種間隔を3か月に短縮
R4.11	BA.4-5対応型に切り替え
R5.5	令和5年春開始接種として、初回接種済で前回接種日から3か月経過した65歳以上または基礎疾患のある方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者等、高齢者施設・障害者施設等の従事者に追加接種開始

モデルナ社（オミクロン株対応型）	
R4.10	<ul style="list-style-type: none"> 初回接種から5か月経過した18歳以上を対象にBA.1対応型接種開始 初回接種からの接種間隔を3か月に短縮
R4.12	<ul style="list-style-type: none"> BA.4-5対応型に切り替え 対象年齢を12歳以上に引き下げ
R5.5	令和5年春開始接種として、初回接種済で前回接種日から3か月経過した65歳以上または基礎疾患のある方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者等、高齢者施設・障害者施設等の従事者に追加接種開始

小児ファイザー社（オミクロン株対応型）	
R5.3	3回目接種からBA.4-5対応型使用の接種開始。接種間隔も3か月で可
R5.5	基礎疾患のある方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方に追加接種開始

小児ファイザー（従来型）	
R4.3	5～11歳を対象に初回接種開始 ※予防接種法上の努力義務適用外
R4.9	前回接種日から5か月経過した方を対象に3回目接種を開始※努力義務規定適用
R5.3	3回目接種の接種間隔を3か月に短縮

乳幼児ファイザー（従来型）	
R4.11	生後6か月～4歳を対象に初回接種(合計3回接種が必要)開始

07 新型コロナワクチンの対応

国分寺市の新型コロナワクチン接種率 (令和5年4月30日現在)

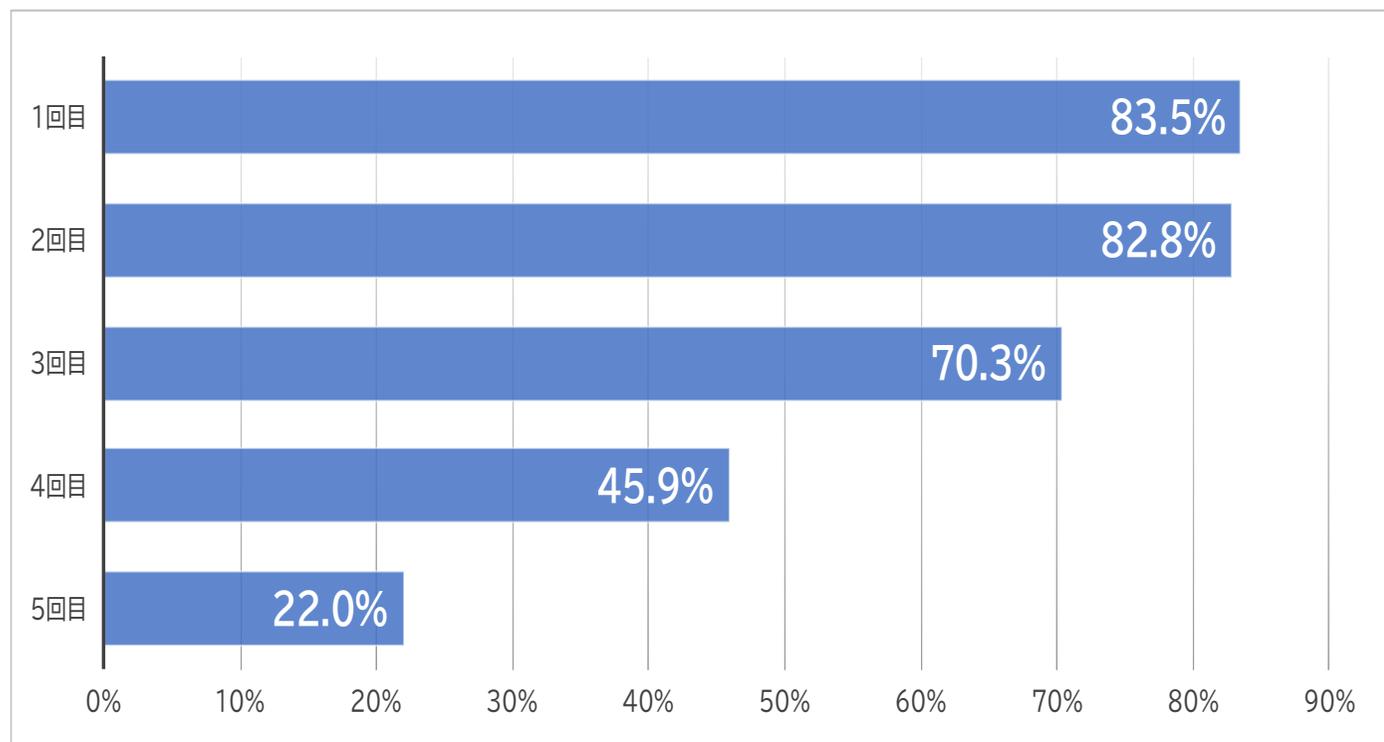
国分寺市では12歳以上を対象とする1～5回目接種と5歳～11歳を対象とする小児接種（1～4回目接種）、生後6カ月～4歳を対象とする乳幼児接種（初回接種）を実施した。

対象者数 (令和4年1月1日現在)

- 高齢者（65歳以上） 27,973人
- 一般（18歳～64歳） 80,627人
- 一般（12歳～17歳） 6,379人
- 小児（5歳～11歳） 7,578人
- 乳幼児（0歳～4歳） 5,235人

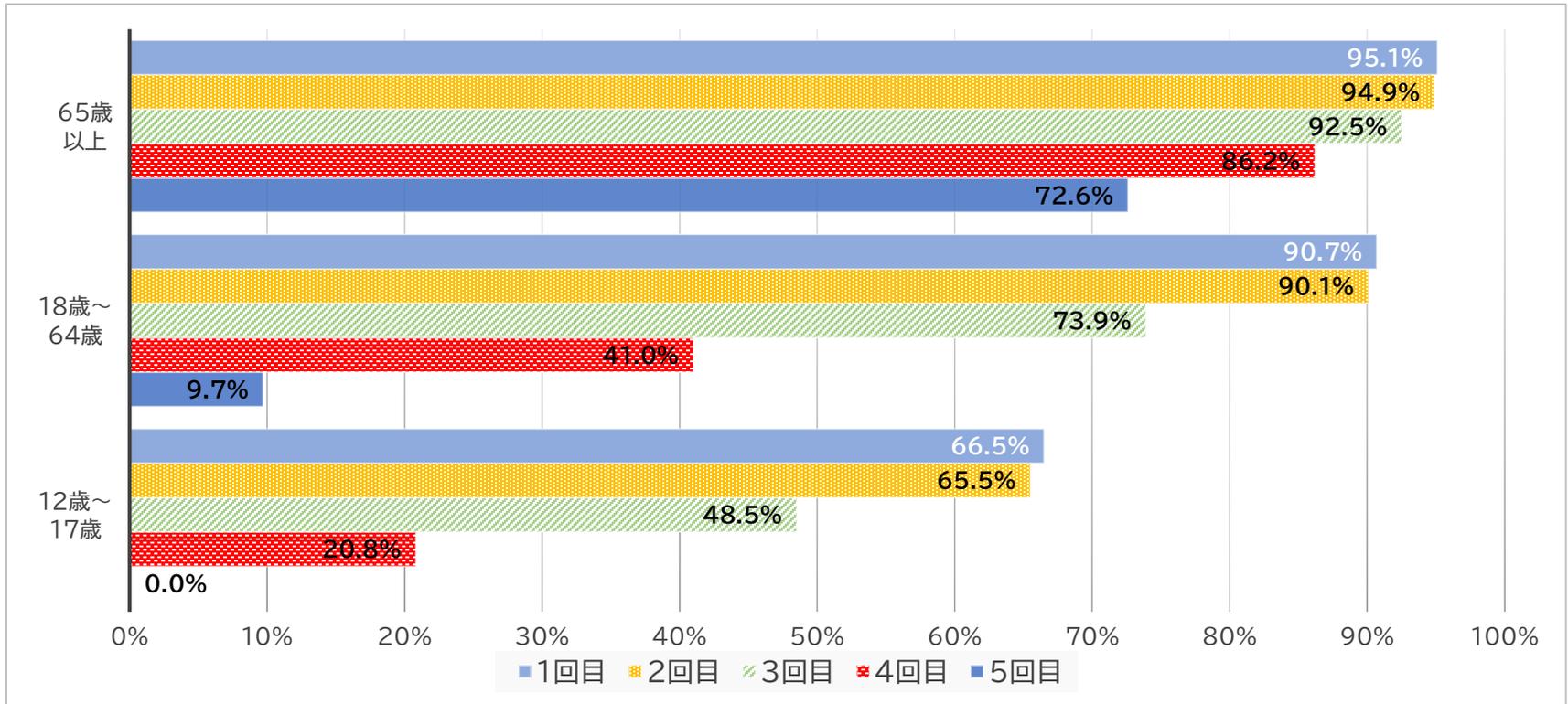
- 合計（全年齢） 127,792人

全対象年齢の接種率

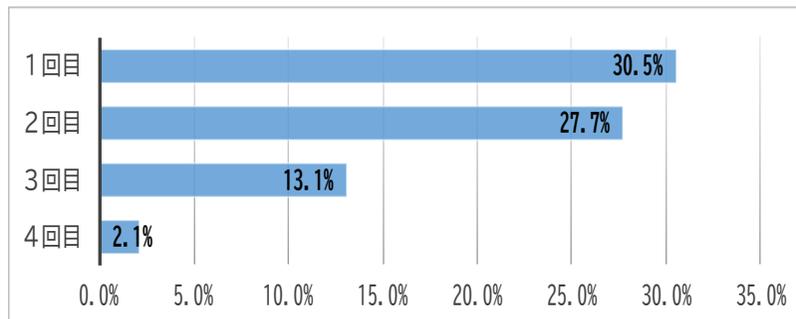


07 新型コロナワクチンの対応

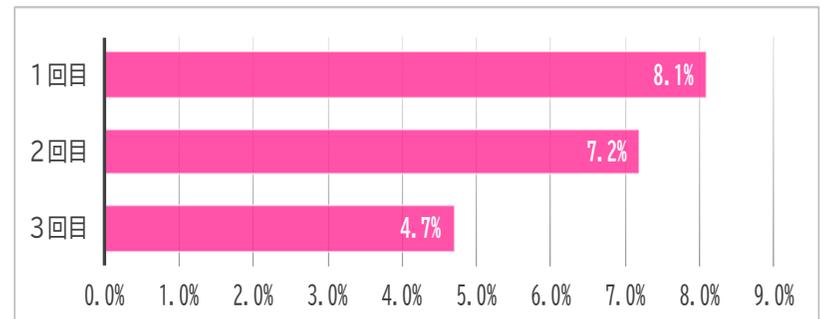
12歳以上の接種率



小児接種率



乳幼児接種率



08

自宅療養者支援

08 自宅療養者支援

自宅療養者生活支援事業実績（令和5年4月27日現在）

		申込件数 (件) 〈延べ〉	生活支援パック (個)	パルスオキシメータ (個)	体温計 (個)	その他 (件)
令和3年	8月20日～8月31日	48	51	35	5	7
	9月	36	35	21	3	3
	10月	3	3	3	2	0
	11月	4	5	2	0	0
	12月	1	1	0	0	0
令和4年	1月	142	121	69	6	2
	2月	317	279	110	21	2
	3月	260	233	113	19	0
	4月	173	147	65	2	0
	5月	110	103	30	7	1
	6月	42	36	15	2	0
	7月	259	231	79	21	0
	8月	200	175	85	11	0
	9月	82	71	24	3	0
	10月	34	29	12	2	0
	11月	61	55	16	2	0
	12月	139	132	41	5	0
令和5年	1月	47	42	12	5	0
	2月	13	13	2	0	0
	3月	6	4	2	0	0
	4月	9	9	0	0	0
合計		1986	1775	736	116	15



09

新型コロナウイルス感染症対策事業

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

令和2年度

生活支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
特別定額給付金給付事業	国の経済対策事業として、給付対象者1人につき10万円を給付	政策経営課
コロナ対策事業に係るシステム改修費	特別定額給付金をはじめとする国の経済対策事業の実施等に係るシステム改修	情報管理課
大学生等を対象とした時間額会計年度任用職員の任用	新型コロナウイルス感染症対策として新たに生じた業務に対応するため、同感染症拡大の影響により、アルバイト先の休業や家計収入の減少など、経済状況が悪化した大学生等を対象に時間額会計年度任用職員として任用	職員課 教育総務課
多文化共生支援事業	新型コロナウイルス感染防止のため生活様式が変化した在住外国人への個別支援を図ることを目的に国際協会へ補助を行う。また、在住外国人への情報発信等のため、市民対応窓口・防災拠点等へ翻訳機を設置	人権平和課 契約管財課
子育て・高齢者応援商品券事業	子育て世帯と高齢者の負担軽減と市内事業者の支援のため、18歳以下の子供1人当たり5,000円、75歳以上の高齢者1人当たり3,000円の市内店舗で使用できる商品券を発行	経済課 高齢福祉課
出産・育児支援給付金給付事業	出産及び子育て支援のため、国の特別定額給付金対象基準日の翌日(4月28日)から緊急事態宣言が解除されるまでの間に生まれた市内在住のお子さんに対し、1人当たり5万円を給付	健康推進課
感染予防対策に係る育児パッケージ配布事業	妊婦の新型コロナウイルス感染を防ぐため、保健師等による面接等を実施した妊婦を対象に衛生用品等の購入に使用できるギフトカード1万円分を配布	健康推進課
住居確保給付金	住居確保給付金の支給対象が拡大されたことにより申請件数の増加を見込んだ支給分を増額	生活福祉課
子育て世帯臨時特別給付金	国の経済対策事業として、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円を支給	子ども子育てサービス課
ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業	ひとり親家庭で児童育成手当(育成手当)受給者に対し、児童1人当たり3万円を給付	子ども子育てサービス課
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金を再給付。児童扶養手当受給世帯等へ1世帯当たり5万円(第2子以降は1人につき3万円)を給付	子ども子育てサービス課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業名	事業内容	所管課
認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、臨時休園等をした場合において、利用者負担額を軽減した認証保育所を支援	子ども子育て事業課
ファミリー・サポート・センター事業における利用料補助	新型コロナウイルス感染症に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する会員に対して利用料相当額を補助	子育て相談室
GIGAスクール構想に則ったICT環境整備事業	児童・生徒に1人1台の学習用PCと高速大容量の通信ネットワークを整備する「GIGAスクール構想」の実現に向けたICT環境の整備を実施	教育総務課
オンライン学習のための環境整備事業	学校休業中等の児童・生徒の状況を定期的に把握するとともに、家庭学習を継続して支援することを目的にオンライン学習環境システムを貸与	教育総務課
就学援助費による昼食費の支援	小・中学校が臨時休業していた期間の昼食費を就学援助費として準要保護児童(生徒)及び就学奨励費として特別支援学級に通う児童(生徒)に支援	学務課
家計急変世帯への支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、所得状況が前年を大きく下回り生活状況が著しく悪化したと認められる世帯に就学援助費により支援	学務課
学習指導サポーター配置事業	児童・生徒の学びの保障をサポートするため、教室内における児童・生徒への補助等を行う学習指導サポーターを配置	学校指導課
図書館蔵書充実事業	在宅中の図書利用の機会を充実するための図書を購入	図書館課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

健康・医療支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
非デジタル対応情報提供事業	緊急事態宣言時の外出自粛の協力や感染防止対策のお願い等, 市民への周知ポスター等の印刷・配布	市政戦略室
サーマルカメラの設置	来庁者等の体温を速やかに測定し, 体調の確認を行うため, 市役所・ひかりプラザ・市民スポーツセンター・市立小・中学校にサーマルカメラを設置	契約管財課 社会教育課 学務課 スポーツ振興課
第一庁舎入口体温確認事業	感染症の拡大防止対策として, 第一庁舎1階市民ホール入口及び北側入口において, サーマルカメラにて来庁者の体温を測定し体調確認を行うため, 時間額会計年度任用職員を配置	契約管財課
庁舎等における感染症拡大防止事業	感染症の拡大防止対策として, 職員の安全と健康を守る目的で職員執務室の事務机間に飛沫防止デスクスクリーンの設置	契約管財課
避難所の感染防止対策事業	災害時に避難所で使用する感染症予防物品(マスク・手指消毒液・非接触式温度計・パーテーション・蓄電池・空気清浄機等)を購入。災害時における新型コロナウイルス感染症等への対策として, 避難所での密集を避けるために, 新たな避難所とする主な施設における通信基盤として, Wi-Fi環境を整備	防災安全課 情報管理課
新型コロナウイルス感染症予防接種事業	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を円滑に実施するため, 国分寺市医師会と連携した医療機関等の確保, 医療機関以外の接種会場の確保, 住民への接種勧奨・情報提供・相談受付(コールセンター設置), 健康被害救済の申込受付・給付等を実施	健康推進課
市備蓄用感染症予防物品の確保	市で備蓄等するためのマスクやフェイスシールド, 手指消毒剤などの感染症予防物品を購入	健康推進課
介護保険・障害福祉等サービス事業者感染症予防物品支援事業	感染症対策を行って事業継続することが求められている介護保険・障害福祉等サービス事業者に対して, 感染症予防物品の支援を行う。1事業者につき, マスク200枚, 速乾性手指消毒剤2本を無償で支給	健康推進課
新型コロナウイルス感染症対策緊急協力金	感染症対策の最前線に立つ医療機関支援, 感染拡大防止等を目的とし, 国分寺市医師会に緊急協力金を給付	健康推進課
国分寺市医療機関等応援特別給付金	市内に所在する医療科・歯科医院・薬局等に対し, 1箇所当たり20万円を給付	健康推進課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業名	事業内容	所管課
市内指定医療機関における乳幼児健康診査の実施	適切な時期に乳幼児健康診査(3~4箇月児・1歳6箇月児・3歳児)を受けられるよう保健センターでの集団健診のほかに市内指定医療機関において個別健診を実施	健康推進課
3~4箇月児個別健康診査助成金交付事業	感染症対策のため中止をしていた3~4箇月児健康診査について、医療機関で個別に受診し費用負担された方に健診費用を助成	健康推進課
PCR検査受検者搬送委託事業	PCR検査を受検する市民の搬送をタクシー事業者への委託により実施	健康推進課
母子保健事業オンライン実施事業	感染症予防のため、母子保健相談(希望者)や両親学級などの母子保健事業をオンラインで実施	健康推進課
休日診療・休日準夜診療委託事業	新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据え、休日診療の医療体制を強化	健康推進課
高齢者施設及び障害者施設新規入所者・職員PCR検査実施事業	新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクの高い特定の高齢者施設及び障害者施設の職員及び新規入所者へのPCR検査を実施	健康推進課
乳幼児健康診査実施事業	いずみ保健センターで実施する乳幼児健康診査を追加で実施するため、時間額会計年度任用職員を配置	健康推進課
高齢者インフルエンザ予防接種の無料化	予防接種法に基づき65歳以上の高齢者等を対象として実施する高齢者インフルエンザ予防接種について、新型コロナウイルス感染症との同時流行の可能性等も考慮し、東京都の補助制度も活用し、無料での接種を実施	健康推進課
新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る健診体制の維持整備業務委託	緊急事態宣言の発出に伴い、公衆衛生センターにおける集団健(検)診の実施の一時中止に係る業務を行うとともに、宣言解除後、感染症予防に係る適切な対策を講じた上で速やかに再開するための体制の維持整備を行うための業務を委託	健康推進課
妊婦歯科健診の中止に伴う成人歯科健診受診勧奨	重症化リスクの高い妊婦に対しいずみ保健センターで実施する妊婦歯科健診(集団)を中止し、成人歯科健診(個別)の受診勧奨を実施	健康推進課
福祉事業所感染発生時PCR検査費用助成事業	市内の障害福祉事業所・介護保険事業所等において利用者または職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が明らかになった場合に、保健所が実施するPCR検査の対象とならなかった方が受けるPCR検査費用を助成	障害福祉課 高齢福祉課
市立こくぶんじ保育園物品購入	市立こくぶんじ保育園に消毒液等の感染症予防物品や空気清浄機等を購入	子ども子育て事業課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業者支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
市立学童保育所等における感染症予防物品等の購入	市立学童保育所・児童館に消毒液等の感染症予防物品や空気清浄機等を購入	子ども子育て事業課
成人式における感染症対策事業	感染拡大防止対策を講じるため、二部制による分散開催へと実施方法を変更するため、当日の参加人数を事前に把握し、会場設営にあたるため、案内状はがきを往復はがきに変更	子ども若者計画課
子育て支援事業等における感染症予防物品等の購入	親子ひろば事業・子育て応援パートナー事業・子育て世代包括支援センター事業の実施にあたり、消毒液や空気清浄機等を購入	子育て相談室健康推進課
こどもの発達センターつくしんぼ物品購入	こどもの発達センターつくしんぼに消毒液等の感染症予防物品を購入	子育て相談室
学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	市立小・中学校における感染症対策・学習保障等に係る支援として、各学校で物品購入等を実施	教育総務課
図書館における感染症拡大防止事業	安全・安心に図書館を利用できるよう図書消毒機を購入	図書館課
小口事業新型コロナウイルス感染症対策資金融資事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、売上高が減少している事業者を対象に、利子補給と保証料補助金を交付	経済課
デリバリーサービス支援事業	売上高の減少が大きい飲食店等を支援するため、市商工会が実施するデリバリーサービス事業に対する補助	経済課
理美容事業者感染症予防物品支援事業	理美容事業所の従業員及び利用者の安全を確保し、事業継続の安定化を図るため、感染症予防物品を支給	経済課
小規模事業者経営持続支援事業	国「持続化給付金」・都「感染拡大防止協力金」「理美容事業者の自主休業に係る給付金」の支給対象外の事業者のうち、主として売上高が減少している従業員10人未満の小規模事業者を対象に、1事業者当たり20万円を給付	経済課
新型コロナウイルス感染症対応商店会応援事業	感染拡大防止策や商店街のにぎわい回復につながる取組を行う商店会等に対する補助	経済課
中小事業者家賃支援事業	国「家賃支援給付金」の支給対象外の事業者のうち、主として売上高が減少している事業者を対象に、1事業所当たり月15万円を上限に3か月分の最大45万円を給付	経済課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業名	事業内容	所管課
市民・市内小規模事業者応援商品券事業	市民への生活支援と小規模事業者の経営を応援するため、全市民に対し1人当たり3,000円の市内小規模店舗で使用できる商品券を発行	経済課
cocobunjiプラザ内カフェ休業補償	感染症拡大を防止するためにcocobunjiプラザを休館するに伴い、プラザ内のカフェに休業要請を行ったため、休業期間中の支出分を補償	文化振興課
体育施設利用制限に伴う指定管理費の補償	新型コロナウイルス感染症の影響により、施設運営の休止や開館時間の制限、利用人数の制限を実施し、利用者数が例年より減少したことにより施設利用料等が減収したことから、指定管理者と協議のうえ補償を実施	スポーツ振興課
福祉事業所応援特別給付金給付事業	市内の介護保険・障害福祉サービス事業者に対して、1法人当たり10万円(原則としてサービス種類ごとに10万円加算)を給付	障害福祉課 高齢福祉課
市内保育所等への感染症対策支援事業	市内保育所・民設民営学童保育所・私立幼稚園・認証保育所等に対し、消毒液及び空気清浄機等の購入に必要な費用を補助	子ども子育て事業課
ファミリー・サポート・センター実施事業者への支援	ファミリー・サポート・センター事業の実施事業者に対し、消毒液の購入等の感染拡大防止に必要な費用を補助	子育て相談室
親子ひろば事業等実施事業者への支援	親子ひろば事業・子育て応援パートナー事業・ショートステイ事業・育児支援ヘルパー事業の実施事業者に対し、消毒液購入等の感染拡大防止に必要な費用を補助	子育て相談室
家庭ごみ有料袋減免対象者郵送配布事業	例年特設会場において、対面で実施していた減免対象者への家庭ごみ指定袋の配布を、新型コロナ感染症拡大防止のため、郵送で行う	環境対策課
家庭ごみ収集運搬・処理委託従事者等給付金給付事業	市民生活に必要不可欠な家庭ごみ収集運搬・処理委託業務を担う現場作業員に対し、1人当たり1万円を給付	環境対策課 ごみ減量推進課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

令和3年度

生活支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
東京都出産応援事業	東京都が創設した東京都出産応援事業(10万円分の育児用品・子育て支援サービス等を提供)の一部を受託し、実施	健康推進課
出産・育児支援給付金給付事業	令和2年度に実施した事業の対象期間を延長し、子ども1人につき5万円を給付	健康推進課
子育て世帯等臨時特別支援事業	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付	子ども子育てサービス課
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	低所得のひとり親子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。公的年金受給者及び家計が急変し、収入が児童扶養手当受給世帯と同水準となっている世帯等へ児童1人当たり5万円を支給	子ども子育てサービス課
ファミリー・サポート・センター事業における利用料補助	新型コロナウイルス感染症に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する会員に対して利用料相当額を補助	子育て相談室
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付	生活福祉課
生活困窮者自立促進支援事業	新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活困窮世帯の自立を支援する観点から、対象世帯に支援金を支給	生活福祉課
GIGAスクール用タブレット調達・バッグ購入等	児童・生徒増によるGIGAスクール用タブレット端末の調達、キャリングバッグ等を購入。また、自宅にWi-Fi環境のない児童・生徒が自宅で学習できるように貸出用のモバイルルータを調達	教育総務課
家計急変世帯への支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、所得状況が前年を大きく下回り生活状況が著しく悪化したと認められる世帯に就学援助費により支援	学務課
中学校修学旅行中止に伴う経費等の支援	全中学校で修学旅行が中止となり、延期・中止に係る経費及び新型コロナウイルス感染等に伴う移動教室不参加者に対する経費を支援	学務課
GIGAスクール用タブレット端末のルータ調達	GIGAスクール用タブレット端末の運用に当たり、児童・生徒が公民館で学習できるように一時貸出用のモバイルルータを調達	公民館課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

健康・医療支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
議会中継システムの視聴環境の整備	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議員が定例会及び閉会中の各委員会を自宅で視聴できるように、議会中継システムの視聴環境を整備	議会事務局
Web会議化環境整備	新型コロナウイルス感染症対策として、庁内における各種会議のWeb会議を進めるため、必要となる機材等を調達	情報管理課
新型コロナウイルス感染症予防接種事業	令和2年度から開始した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を引き続き円滑に実施するため、国分寺市医師会と連携した医療機関等の確保、医療機関以外の接種会場の確保、住民への接種勧奨・情報提供・相談受付(コールセンター設置)、健康被害救済の申込受付・給付等を実施	健康推進課
PCR検査受検者搬送委託事業	PCR検査を受検する市民の搬送をタクシー事業者への委託により実施	健康推進課
新型コロナウイルス感染症対策緊急協力金	ワクチン接種を行う市内医療機関に対して市独自の支援を実施するため、国分寺市医師会へ協力金を交付	健康推進課
市内指定医療機関における乳幼児健康診査の実施	適切な時期に乳幼児健康診査(3~4箇月児・1歳6箇月児・3歳児)を受けられるよう保健センターでの集団健診のほかに市内指定医療機関において個別健診を実施	健康推進課
乳幼児個別健康診査費助成金交付事業	集団健診受診に対する不安がある方に対し、乳幼児健康診査(3~4箇月児・1歳6箇月児・3歳児)について、医療機関で個別に受診し費用負担された方に健診費用を助成	健康推進課
福祉事業所新型コロナウイルス感染症PCR検査事業	新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクの高い高齢者施設及び障害者施設の新規入所者と事業所等職員へのPCR検査を実施	健康推進課
自宅療養者支援事業	自宅療養者が急増していることに伴い、自宅療養中で同居家族等による支援を受けることが困難で支援を希望する方に物品等の支援を行う	健康推進課
市備蓄用感染症対策物品の確保	市で備蓄等するためのマスクやフェイスシールド、手指消毒剤などの感染症対策物品を購入	健康推進課
休日歯科診療・休日準夜歯科診療委託事業	新型コロナウイルス感染症対策の観点も考慮し、休日歯科診療の年末年始の医療体制を強化	健康推進課
福祉事業所感染発生時PCR検査費用助成事業	市内の障害福祉事業所・介護保険事業所等において利用者または職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が明らかになった場合に、保健所が実施するPCR検査の対象とならなかった方が受けるPCR検査費用を助成	障害福祉課 高齢福祉課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業名	事業内容	所管課
在宅要介護者支援体制整備	障害者保護措置事業を活用し、介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患して介護できなくなった場合に、在宅要介護者を施設で保護	障害福祉課
成人式における感染症対策事業	感染拡大防止対策を講じるため、二部制による分散開催で実施	子ども若者計画課
市立こくぶんじ保育園物品購入	市立こくぶんじ保育園に消毒液等の感染症予防物品等を購入	子ども子育て事業課
市立学童保育所等における感染症予防物品等の購入	市立学童保育所・児童館に感染症予防物品等を購入	子ども子育て事業課
親子ひろば事業・子ども家庭支援センターにおけるICT環境整備及び感染症予防物品等の購入	コロナ禍においても継続的に事業を実施するため、オンライン研修等の実施に必要となるWeb会議システムを導入。また、感染症対策として必要となる消毒液等の感染症予防物品等を購入	子育て相談室
こどもの発達センターつくしんぼ物品購入	こどもの発達センターつくしんぼに消毒液等の感染症予防物品を購入	子育て相談室

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業者支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症流行の長期化により影響を受けている事業者への経営支援及び市民生活を支援し、地域における消費を喚起・下支えることを目的として、総額5億2,500万円のプレミアム付商品券を発行	経済課
市民・市内小規模事業者応援商品券事業	市民への生活支援と小規模事業者の経営を応援するため、1人当たり3,000円の市内小規模店舗で使用できる商品券を発行	経済課
【第1弾】キャッシュレス決済ポイント還元事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への経営支援及び市民生活を支援するため、キャッシュレス決済による20%のポイントを還元	経済課
中小事業者経営持続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高が減少し、東京都の月次支援給付金を受給した中小事業者に対し、1事業所当たり最大30万円を給付	経済課
体育施設利用制限に伴う指定管理費の補償	新型コロナウイルス感染症の影響による市体育施設利用制限に伴う指定管理費の減収補償	スポーツ振興課
市内保育所等への感染症対策支援事業	市内保育所・民設民営学童保育所・認可外保育施設・私立幼稚園に対し感染症対策物品の購入等に必要となる費用を補助	子ども子育て事業課
親子ひろば事業におけるICT環境整備及び感染症対策物品購入費等補助	コロナ禍においても継続的に事業を実施するため、オンライン研修等の実施に必要となるWeb会議システムを導入。また受託型の親子ひろばに対して、感染症対策として必要となる物品購入費等を補助	子育て相談室
ファミリー・サポート・センター実施事業者への感染症対策物品購入費等補助	コロナ禍においても継続的に事業を実施するため、ファミリー・サポート・センターの実施事業者に対して感染症対策に必要な物品購入費等を補助	子育て相談室
育児支援ヘルパー実施事業者への感染症対策物品購入費等補助	コロナ禍においても継続的に事業を実施するため、育児支援ヘルパー事業の実施事業者に対して感染症対策に必要な物品購入費等を補助	子育て相談室
家庭ごみ有料袋減免対象者郵送配布事業	前年度に引き続き、減免対象者への家庭ごみ指定袋の配布を、新型コロナ感染症拡大防止のため、郵送で行う	環境対策課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

令和4年度

生活支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
姉妹都市・友好都市連携若者支援事業	物価高騰等に直面する若者への支援を目的として、姉妹都市の佐渡市及び友好都市の飯山市の米を配布	政策経営課 人権平和課 子ども若者計画課
若者旅応援キャンペーン	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、修学旅行等の活動が制限されてきた若者世代に対して、改めて旅行の機会を提供するため、指定保養施設の利用助成を拡大	人権平和課
ウクライナ避難民支援	ウクライナからの避難民に対する相談支援体制整備に係る業務を行うための時間額会計年度任用職員の任用。避難民への生活支援一時金、日本語支援一時金を支給	人権平和課
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度住民税非課税世帯等(既に給付を受けた世帯を除く)に対して、1世帯当たり10万円を給付	生活福祉課
住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金事業	コロナ禍における物価高騰等に直面する住民税均等割のみ課税世帯を支援するため、1世帯当たり5万円の給付金を給付	生活福祉課
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付	生活福祉課
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給	子ども子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業における利用料補助	新型コロナウイルス感染症に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する会員に対して利用料相当額を補助	子育て相談室
持続可能な授業を実現するための学校教育ICT環境整備事業	新型コロナウイルス感染症拡大による緊急時においても児童・生徒の学びを保障するため、市内小・中学校のGIGAスクール用タブレットの利用環境を整備	教育総務課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業名	事業内容	所管課
家計急変世帯への支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、所得状況が前年を大きく下回り生活状況が著しく悪化したと認められる世帯に就学援助費により支援	学務課
中学校修学旅行延期に伴う経費の支援	新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため修学旅行の延期経費を支援	学務課

健康・医療支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
公共施設水栓自動化学業	新型コロナウイルス感染症対策として、市役所第二庁舎・いずみホール・障害者センター・ひかりプラザ・各公民館・第五中学校トイレの既存手洗い場のタッチレス化(自動水栓)を行う修繕を実施	契約管財課 文化振興課 障害福祉課 教育総務課 社会教育課 公民館課
本庁舎でのキャッシュレス決済の導入	新型コロナウイルス感染症対策として、令和4年4月2日(土)から市民課窓口で手数料の支払にキャッシュレス決済を導入	市民課
新型コロナウイルス感染症予防接種事業	令和2年度から開始した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を引き続き円滑に実施するため、国分寺市医師会と連携した医療機関等の確保、医療機関以外の接種会場の確保、住民への接種勧奨・情報提供・相談受付(コールセンター設置)、健康被害救済の申込受付・給付等を実施	健康推進課
自宅療養者支援事業	自宅療養者が急増していることに伴い、自宅療養中で同居家族等による支援を受けることが困難で支援を希望する方に物品等の支援を行う。対応業務の増加による電話機器の増設、物品の配送委託、相談対応する看護師職員の任用のほか、感染拡大により、保健所業務である「自宅療養者への連絡業務」の一部についての協力依頼があり、それに伴う対応を実施	健康推進課
抗原検査キットの購入	市の事業等の実施や市の業務を停滞させず市民サービスを継続するため、抗原検査キットを確保	健康推進課
高齢者のインフルエンザ定期予防接種自己負担金の無償化	新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据え、重症化リスクの高い高齢者のインフルエンザ定期予防接種自己負担金を無償化	健康推進課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業名	事業内容	所管課
市内指定医療機関における幼児健康診査の実施	適切な時期に幼児健康診査(1歳6箇月児・3歳児)を受けられるよう保健センターでの集団健診のほかに市内指定医療機関において個別健診を実施	健康推進課
乳幼児個別健康診査費助成金交付事業	集団健診受診に対する不安がある方に対し、乳幼児健康診査(3~4箇月児・1歳6箇月児・3歳児)について、医療機関で個別に受診し費用負担された方に健診費用を助成	健康推進課
市備蓄用感染症対策物品の確保	市で備蓄等するためのマスクやフェイスシールド、手指消毒剤などの感染症対策物品を購入	健康推進課
福祉事業所新型コロナウイルス感染症PCR検査事業	新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクの高い高齢者施設及び障害者施設の新規入所者と事業所等職員へのPCR検査を実施	健康推進課
福祉事業所感染発生時PCR検査費用助成事業	市内の障害福祉事業所・介護保険事業所等において利用者または職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が明らかになった場合に、保健所が実施するPCR検査の対象とならなかった方が受けるPCR検査費用を助成	障害福祉課 高齢福祉課
在宅要介護者支援体制整備	障害者保護措置事業を活用し、介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患して介護できなくなった場合に、在宅要介護者を施設で保護	障害福祉課
市立こくぶんじ保育園物品購入	市立こくぶんじ保育園に消毒液等の感染症予防物品等を購入	保育幼稚園課
市立学童保育所等における感染症予防物品等の購入	市立学童保育所・児童館に感染症予防物品等を購入	子ども子育て支援課
親子ひろば事業における感染症予防物品等の購入	コロナ禍においても継続的に事業を実施するため、感染症予防物品等を購入	子育て相談室
こどもの発達センターつくしんぼ物品購入	こどもの発達センターつくしんぼに消毒液等の感染症予防物品を購入	子育て相談室

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業者支援関連事業

事業名	事業内容	所管課
原油価格・物価高騰支援(指定管理者)	コロナ禍における物価高騰・原油価格高騰により、公共施設の指定管理者の負担が増加していることから、公共施設の安定的な維持管理を図ることを目的として、指定管理者が負担する電気料金及びガス料金の燃料費高騰に伴う単価上昇分を支援	指定管理者が管理する施設所管課
【第2弾】キャッシュレス決済ポイント還元事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への経営支援及び市民生活を支援するため、キャッシュレス決済による20%のポイントを還元	経済課
【第3弾】キャッシュレス決済ポイント還元事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への経営支援及び市民生活を支援するため、キャッシュレス決済による30%のポイントを還元	経済課
中小事業者燃料購入支援事業	新型コロナウイルス感染症等を起因とする燃料の価格高騰の影響を受け、厳しい経営を強いられている市内中小事業者に対し、1事業者当たり最大30万円を補助	経済課
農業者肥料・燃料等購入支援事業	新型コロナウイルス感染症等を起因とする肥料や燃料等の価格高騰の影響を受け、厳しい経営を強いられている市内農業者に対し、1農業者当たり最大30万円を補助	経済課
体育施設利用制限に伴う指定管理費の補償	新型コロナウイルス感染症の影響による市体育施設利用制限に伴う指定管理費の減収補償	スポーツ振興課
原油価格・物価高騰支援事業(産後ケア事業)	産後ケア事業の安定的な運営を図るため、産後ケア事業者に対して物価高騰等に係る経費を支援	健康推進課
無床診療所応援特別給付金給付事業	医療の安定的な提供を確保するため、東京都の支援金の対象とならない市内医療機関に対して物価高騰等に係る経費を支援	健康推進課
福祉事業所物価高騰等対応支援給付金給付事業	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等の影響を受けている市内の障害福祉サービス等事業所及び介護保険サービス事業所に対して給付金を給付	障害福祉課 高齢福祉課
高齢者施設への整備費用補助	新型コロナウイルス感染症等防止のための対策設備を整備する高齢者施設に対し、整備費用を補助	高齢福祉課
市内学童保育所等への感染症対策支援事業	市立学童保育所・児童館の指定管理事業者、民設民営学童保育所に対し感染症対策物品の購入等に必要な費用を補助	子ども子育て支援課
原油価格・物価高騰支援事業(民設民営学童保育所)	学童保育所の安定的な運営を図るため、民設民営学童保育所に対して物価高騰等に係る経費を支援	子ども子育て支援課

09 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業名	事業内容	所管課
教育・保育施設食材費高騰対策事業	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等の影響を受けている市内認可・認証保育所、私立幼稚園の給食に係る食材費が高騰していることから、負担を軽減するため補助を実施	保育幼稚園課
市内保育所等への感染症対策支援事業	市内保育所・認可外保育施設・私立幼稚園に対し感染症対策物品の購入等に必要な費用を補助	保育幼稚園課
原油価格・物価高騰支援事業(教育・保育施設)	市内認可・認証保育所、私立幼稚園の安定的な運営を図るため、物価高騰等に係る経費を支援	保育幼稚園課
ファミリー・サポート・センター実施事業者への支援	ファミリー・サポート・センター事業の実施事業者に対し、消毒液の購入等の感染拡大防止に必要な費用を補助	子育て相談室
親子ひろば事業等実施事業者への支援	親子ひろば事業・育児支援ヘルパー事業の実施事業者に対し、消毒液購入等の感染拡大防止に必要な費用を補助	子育て相談室
ごみ資源等収集運搬事業者支援	ごみ資源収集運搬、し尿収集運搬の安定的な運用を確保するため、各事業者に対して物価高騰等に係る経費を支援	環境対策課
指定収集袋作成等事業者支援	ごみ収集の安定的な運用を確保するため、市指定収集袋作成等事業者に対して物価高騰等に係る経費を支援	環境対策課
家庭ごみ有料袋減免対象者郵送配布事業	前年度に引き続き、減免対象者への家庭ごみ指定袋の配布を、新型コロナ感染症拡大防止のため、郵送で行う	環境対策課
学校給食食材料費高騰対策事業	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、学校給食(小・中学校)に係る食材費高騰に伴う、材料費を増額	学務課

10

感染対策に関する広報対応

10 感染対策に関する広報対応

市報

- 市報において、令和2年3月15日を皮切りに市の感染対応に関する情報を広報し、市民への呼びかけに努めた。

市報 国分寺 No.1374

輸入・輸出に関連する窓口の休日開庁

令和2年3月15日（月）～4月12日（土）まで30日（一年未満）
 国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課
 国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課

国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課

新型コロナウイルス感染症に関する情報

国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課

国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課

市報 国分寺 No.1373

新型コロナウイルス感染症対策に向けた市長メッセージ

国分寺市長 井澤 邦夫

国分寺市において新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されています。本市においては、市民の命と健康を守るための感染防止策を講じています。市民の皆様には、感染防止策を徹底していただくようお願いいたします。

国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課

5月29日（金）まで 小口事業新型コロナウイルス感染症対策資金融資制度を開始

国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課

市報 国分寺 No.1374

不要不急な外出の自粛にご協力を

一人ひとりの行動が、みんなの命を守ります

市民の皆さんへ再度のお願いです

- 不要不急の外出は控えてください
- 換気が悪く（密閉）、多くの人が集まり（密集）、近距離での会話や発声が行われる（密接）場を避けてください
- やむを得ず外出する場合は行列を避けて、人と人との間隔を約2m確保しましょう

新型コロナウイルス感染症対策に関する市の取り組み

国分寺市役所 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課 国際課

10 感染対策に関する広報対応

市ホームページ

- 市ホームページでは新型コロナウイルス関連情報のページを作成し、コロナ関連の情報を集約させ、市内の感染状況や市の対応をはじめ、感染防止対策や新型コロナワクチン情報、市が実施しているコロナ関連事業等の最新情報を随時更新し、発信した。



10 感染対策に関する広報対応

市公式ツイッター・生活安全・安心メール

- 市公式ツイッターを活用した広報活動も実施し、感染防止対策をはじめ、新型コロナワクチン接種情報等に関して、最新の情報を随時ツイートし、周知を図った。
- 生活安全・安心メールでは新型コロナワクチン接種情報をはじめ、市長によるメッセージも適宜配信し、市民の皆さんへの感染防止対策の協力等をお願いした。

← 国分寺市健康推進課
508 件のツイート

フォロー

国分寺市健康推進課 @koku_health · 2020年2月3日
※対策について

①「手洗い」「うがい」を習慣とする。
流水と石鹸による手洗いを頻繁に行いましょう。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目等に触れる前には手洗いを徹底しましょう。

1

このスレッドを表示

国分寺市健康推進課 @koku_health · 2020年2月3日
新型コロナウイルス感染症予防は、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の通常の感染対策を行うことが重要です。

1

このスレッドを表示

国分寺市健康推進課 @koku_health · 2020年2月3日
新型コロナウイルスに関連する情報について
中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告され、中国を中心に、世界各国からも感染が報告されています。国内でも感染（都内でも発生）しており、人から人への感染も確認されています。

← ツイート

国分寺市イメージキャラクター ぶんじほたるホッチ
@koku_hocchi

*'▽'*いつもおうちにいてくれてありがとう！ホッチからみんなへのメッセージをYouTubeで配信中だよ
★ 感染症からみんなの命をまもるために #STAYHOME !みんなで協力してのりこえようね★
#国分寺市 #うちで過ごそう #コロナに負けるな

youtube.com
ぶんじほたるホッチから皆さんへメッセージ
国分寺市イメージキャラクターぶんじほたるホッチからのメッセージです。【メッセージ内容】いつもおうちにいてく...

← ツイート

国分寺市健康推進課
@koku_health

【新型コロナワクチン接種情報】
国分寺市では、オミクロン株対応ワクチン接種を10月1日（土曜日）から開始します。接種を希望する方は、ご自身が当てはまる予約開始日時以降にご予約をお願いします。詳しくは国分寺市ホームページ（city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/100859...）をご確認ください。#国分寺市

【対象者】 国分寺市に住民登録があり、
新型コロナワクチンを2回以上接種した12歳以上の方
【オミクロン株対応ワクチンの種類】 ファイザー・モデルナ
【接種間隔】 新型コロナワクチン前回接種から5か月以上 ※今後短縮される可能性あり
【予約開始日時】 ※対象者によって、予約開始日時が異なりますので、ご注意ください。

対象者	予約開始日時
優先接種者 (4回目接種券をお持ちの次の①～③に当てはまる方 ①60歳以上の方 ②18歳から59歳までのうち基礎疾患のある方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方 ③医療従事者等、高齢者施設・障害者施設等の従事者)	9月27日（火曜日）午前8時30分
12歳以上で、前回接種日が令和4年3月までの方 (優先接種者を除く)	10月3日（月曜日）午前8時30分
上記2項目に当てはまらない12歳以上の方	10月11日（火曜日）午前8時30分

10 感染対策に関する広報対応

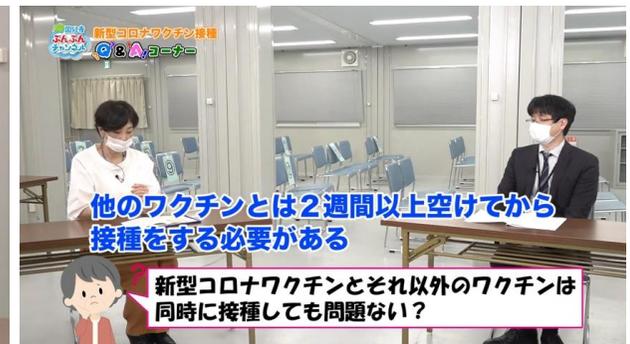
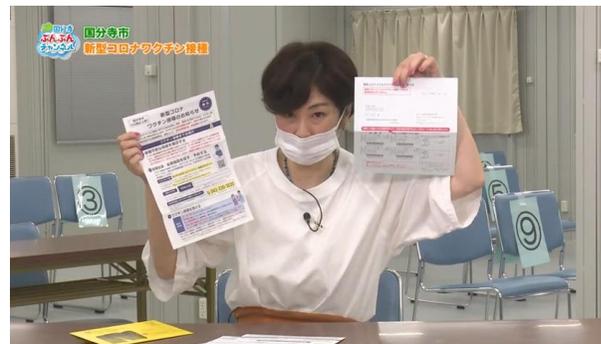
市公式YouTube・行政広報番組「国分寺ぶんぶんチャンネル」

- 市公式YouTubeにおいて令和2年5月に市長から市民の皆さんへメッセージを送り感染拡大防止への協力等をお願いした。
- 市行政広報番組「国分寺ぶんぶんチャンネル」において、新型コロナワクチン接種を特集した。（令和3年5月にJCOM東京で放送，市公式YouTubeでも公開）

市長メッセージ



国分寺ぶんぶんチャンネル



10 感染対策に関する広報対応

周知ポスターの作成

- 市の対応に関するポスターを作成し、公共施設への掲示のほか、自治会・町内会が所有する掲示板に掲示を依頼し、感染対策の徹底等を地域へ呼びかけた。

令和2年4月13日更新

緊急事態宣言が发出されています 国分寺市の新型コロナウイルス 感染症対策に関するお知らせ

4月7日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が发出され、東京都も対象地域として指定されました。

緊急事態宣言が发出されると、国分寺市は法的に必要となる場合があります。市民の皆様には、必要に応じて自衛対策をお願いします。

国分寺市の対応と市民の皆様へのお願い

徹底的な外出の自粛をお願いします

- 不要不急な外出は控えてください
- 換気がよく、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なると感染が拡大します(密閉)「密集」「密接」の3つの「密」を避ける
- 十分な手洗いを促す機会が十分に確保できず、人と人との距離を約2メートル半確保しましょう
- 10名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えます

イベント等の延期・中止	公共施設の休業	市民館の体制
●5月1日まで、イベントの開催を延期・中止	●5月15日(金)まで、公民館、市民館、市民センターの休業	●市民館・市民センターの体制を、感染対策に配慮した体制に調整いたします

市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応

- 5月1日(金)まで、市内認可保育所(無休)まで臨時休業
- 市内認可保育所・学童保育所は、緊急事態宣言が解除された場合は、特別の措置がとれない限り5月6日(土)まで登園の自粛を要請

市民館などの窓口手続も等

- 窓口に来庁できる機会を抑制する対応をとり、市民館などの窓口手続も等
- 相談業務は対面での対応を中止し、電話による対応に切り替え

次のことにもご協力をお願いします

- 日常生活で、手洗い1分大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手洗いしましょう
- 密などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に感染をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行います
- 家庭以外の多人の食事などは控えます
- 発熱等の風邪症状があらわれるときは、仕事を休み、外出を控えましょう
- 発熱などの風邪症状が見えたら、毎日体温を測定して記録しておきましょう
- 感染者・濃厚接触者、医療従事者等の自宅に対する訪問や見舞いに基づく差別は許されません。正しい見舞いに基づいた冷静な対応をお願いします

市からの最新情報は市報(毎月1日・15日号)または市ホームページ(随時更新)でお知らせします

市報ホームページ: <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/1022636/index.html> (e-on コーポレーション)

緊急事態宣言に関するお問い合わせ先: 国分寺市健康増進課 電話: 042321-1901

令和2年4月30日更新

国分寺市から市民の皆様へ再度のお願いです 一人ひとりの行動が、 皆さんの命を救います 不要不急な外出の 自粛にご協力を

- 不要不急な外出は控えてください
- 換気がよく、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われる場を避けましょう(「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」を避ける)
- 生活必需品を購入のため、やむを得ず外出をする場合も「代表者一人で行動し、行列を作らず人と人との間隔を約2メートル半確保しましょう。また、その買い物の頻度も3日に1回程度としましょう

イベント等の延期・中止	公共施設の休業	公園の遊具を使用中止
●5月15日(金)まで、イベントの開催を延期・中止いたします	●6月15日(日)まで、二階を閉鎖し公民館は休業	●市民館の公民館公園の遊具は当面の間、使用中止

市民館などの窓口手続も等

- 窓口に来庁できる機会を抑制する対応をとり、市民館などの窓口手続も等
- 相談業務は対面での対応を中止し、電話による対応に切り替え

家庭ごみ・資源物の排出抑制にご協力ください

- 外出自粛により、自宅でごみごみが増えるため、家庭ごみ・資源物を出す方が増えており、回収・処分が困難です。ごみ・資源物の排出抑制をお願いします
- 自宅での一時貯留や小分けして出すなど、排出の頻りにご協力をお願いします

市からの最新情報は市報(毎月1日・15日号)または市ホームページ(随時更新)でお知らせします

市報ホームページ: <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/1022636/index.html> (e-on コーポレーション)

緊急事態宣言に関するお問い合わせ先: 国分寺市健康増進課 電話: 042321-1901

もう一度確認!

感染を防ぐ4つの行動

- マスクを着ける
- 手洗い・消毒
- 3密を避ける
- 室内の換気・消毒

家庭内感染も増えています!

家庭内感染を防ぐためのお願い

- 洗っていない手で目・鼻・口を触らない
- 部屋を分ける・仕切る
- アルコール・コップなどは共有しない
- こみ(特にマスク・鼻をかんだティッシュ)は毎回密閉して捨てる
- 体調が悪い方の世話に限られた人が、マスク・手袋を着けて行う

健康に関する相談先

発熱、せき・たん、味覚・嗅覚異常、全身けん怠感などの症状があるとき

- 学校・会社などは休み、外出を控える
- 電話で身近な医療機関(かかりつけ)へ相談

身近な医療機関が分からない・休診中 症状がないけど不安

新型コロナウイルス相談センターへ相談

東京都発熱相談センターへ相談

電話で相談後、医療機関の指示に従って受診してください

市からの最新情報は市報(毎月1日・15日号)または市ホームページ(随時更新)でお知らせします

市報ホームページ: <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/1022636/index.html> (e-on コーポレーション)

緊急事態宣言に関するお問い合わせ先: 国分寺市健康増進課 電話: 042321-1901

緊急事態宣言が再发出されました

不要不急な外出・移動の 自粛に御協力を

緊急事態宣言发出中の国分寺市の対応

- 公共施設は一部を除き休業・休館
- 市主催のイベント・行事などは原則延期・中止

健康に関する相談先

発熱、せき・たん、味覚・嗅覚異常、全身けん怠感などの症状があるとき

- 学校・会社などは休み、外出を控える
- 電話で身近な医療機関(かかりつけ)へ相談

身近な医療機関が分からない・休診中 症状がないけど不安

新型コロナウイルス相談センターへ相談

東京都発熱相談センターへ相談

電話で相談後、医療機関の指示に従って受診してください

新型コロナウイルスワクチン接種情報について

国分寺市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

電話: 042-320-3020 Fax: 042-320-1181

受付時間: 毎日(祝日を除く)午前9時30分～午後5時

※4月29日(金)・30日(土)は休診日です

※4月29日(金)、5月1日(土)・2日(日)・8日(土)午前8時30分～午後5時休診日です

市からの最新情報は市報(毎月1日・15日号)または市ホームページ(随時更新)でお知らせします

市報ホームページ: <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/1022636/index.html> (e-on コーポレーション)

緊急事態宣言に関するお問い合わせ先: 国分寺市健康増進課 電話: 042321-1901

10 感染対策に関する広報対応

- 公共施設において、施設の休館周知やイベント関係の中止、施設利用再開後の黙食の協力、留意事項の徹底廃止後の利用者主体の感染協力をお願い等に関して周知ポスターを掲示した。

施設利用者の皆さまへ
新型コロナウイルス感染症対策のため、
3月31日(火)までから
4月15日(水)まで臨時休館
を延長いたします。
御理解・御協力をお願いいたします。
国分寺市
担当課：〇〇部 △△△課
連絡先：042-□◆■-●〇●●

国分寺市からのお知らせ
新型コロナウイルス感染症対策のため、
令和2年3月までに開催予定の
**国分寺市主催のイベントなどは原則
延期・中止**しました。
詳しくは、国分寺市ホームページをご覧ください、
各担当課までお問い合わせください。
延期・中止となる市のイベントなどの情報はこちらから 

かんせんよぼうたいさく
感染予防対策のため
黙食 もくじよく
にご協力ください
「食事」と「会話」を分け、
マスクなしの会話はお控えください
飲食時のマスクなしの会話は飛沫感染リスクを高めます
施設内で飲食をする際は、マスクなしの会話はお控えいただき、
会話をする際は、マスクを着用しましょう
施設を利用される皆様のご理解とご協力をお願いいたします
担当課：〇〇部 △△△課
連絡先：042-□◆■-●〇●●

しせつ りよう みな
施設を利用する皆さんへ
3月1日より
新型コロナウイルス感染症に対する
各公共施設利用の留意事項を
廃止します
今後の施設利用に関しては、
業種別ガイドライン等を参考に
利用者主体による
基本的な感染防止対策を
お願いいたします
施設での基本的な感染防止対策は引き続き取り組んでまいります
新型コロナウイルス感染症に対する市の取組に、
ご理解・ご協力をよろしくお願いたします
担当課：〇〇部 △△△課
連絡先：042-□◆■-●〇●●

防災無線・広報車の活用

- 東京都の要請により、防災無線・広報車を活用した市民への不要不急の外出自粛等の呼びかけを実施した。

新型コロナウイルス感染症に対する 国分寺市の対応経過

■令和5年5月

■国分寺市健康部健康推進課感染症等対策担当 作成